

1. 議事日程

〔平成25年第1回安芸高田市議会3月定例会第6日目〕

平成25年 2月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第22号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第23号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第24号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第25号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第26号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第27号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第28号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第29号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第30号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第31号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第32号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第33号 平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 一般質問 |

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子		
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治

17番 金行哲昭

18番 塚本 近

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

4番 下岡多美枝

4. 会議録署名議員

1番 玉重輝吉

2番 玉井直子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
係長	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介
主任	宗近弘美		

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

○塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は17名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番
玉重輝吉君、及び2番 玉井直子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第22号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）  
日程第3 議案第23号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第4 議案第24号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第3号）  
日程第5 議案第25号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第3号）  
日程第6 議案第26号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第7 議案第27号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）  
日程第8 議案第28号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第29号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第3号）  
日程第10 議案第30号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算（第3号）  
日程第11 議案第31号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第32号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第13 議案第33号 平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2  
号）

○塚本議長 日程第2、議案第22号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第13、議案第33号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

本案12件は、予算決算常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます

予算決算常任委員長 青原敏治君。

委員長報告をいたします。

平成25年2月22日付で予算決算常任委員会に付託がありました議案第22号から議案第33号までの12件の補正予算について審査の結果を報告いたします。

付託されました議案について2月26日に委員会を開き、市長、副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第22号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1億4,044万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ237億3,826万2,000円とするもので、ほとんどの部局において事業の精算見込みによる減額調整がなされており、特に地域情報化推進事業費、後期高齢者医療制度の運営に要する経費、公立保育所管理運営費などに大幅な減額が目立つものとなっております。

審査の中で出された特徴的な質疑や意見は次のとおりです。

企画振興部の審査におきまして、委員より、「未来創造事業費の200万円の減額については事業ができなかったことによる減額でなく、県の補助金が減額されたことによる減額と理解してよいか。」との質疑があり、執行部より、「200万円の減額については、当初政策企画課が所掌する未来創造事業費として1,700万円を予算計上していたが、県補助金の内示額が1,500万円であったため、この差額を減額するもので事業未執行を理由とするものではない。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より、「放課後児童クラブ運営費に関して美土里町に第2めだかクラブの開設を予定する施設の修繕費や工事請負費の内容説明と4月からの開設に係る人員確保は並行して準備がされているのか。」との質疑があり、執行部より、「修繕料と工事請負費については運動公園のクラブハウスのトイレとハウスの一部を利用するため、修繕料において施設の間仕切りと床の改修を行い、工事請負費においては天井の増設とエアコンの設置を行うものである。基本的に4月からの利用を考えており、補正予算が可決となれば速やかに工事を行いたい。また人員については、クラブ運営を委託しているNPO法人子育て応援隊カンガルーに協議し、2名の人員確保をお願いしているところである。」との答弁がありました。

また委員より、「生活扶助費が全国的に問題となっているが、市として受給者の構成比率の把握と生活保護費の改善についてどのような対応をしているのか。」との質疑があり、執行部より、「構成比率は生活扶助が全体の38%、医療扶助が52%程度でこの2つが大きく割合を占めている。市としての対策は申請当初の段階において制度を詳しく説明した上で希望があればもれなく受け付けしている。保護決定後のあり方については、先日、社会保障審議会での審議に基づき報告が提出されたところであるが、国による見直し後の新たな制度の枠組みが今後示されるこ

とになろうと思われる。基準についても見直しの決定がなされ、25年8月から制度が見直されると聞いているが、正確な基準表等は今後情報の紹介がなされると考える。また、医療費に関しては市としてもジェネリック医薬品、いわゆる後発薬品を促進するという点について県からの指導もあり、対象者に周知を図る取り組みをしている。扶養照会についてもマスコミの話題にのぼったところであるが、親族等について照会するなど努力をしているところである。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より、「たかみや湯の森に対する400万円の財政補助金の設定根拠は何か。」との質疑があり、執行部より、「財政見込をしたところ3月末の段階で400万円弱の資金不足が生じる可能性がある。たかみや湯の森は法人格がないため金融機関からの借入れができず、財政支援がないと支払いができなくなる恐れがあるため、今回財政支援をさせていただくものである。」との答弁がありました。

また委員より、「一般財源でなく、入湯税相当分を積み立てているたかみや湯の森管理基金を充当しないのはなぜか。」との質疑があり、執行部より、「市の有益な観光資源、地域振興施設として市の財産でもあるたかみや湯の森についてはできるだけ継続していけるよう対応する。今後、市の財政状況が厳しくなることを踏まえ、基金については修繕や大規模リニューアル等の将来に備えていくために積み立てて、今回はそのような財政措置をさせていただいた。」との答弁がありました。

さらに委員より、「財政が厳しいためすぐに市が支援するということは今後の運営に対して甘えが出てくるのではないか。」との質疑があり、執行部より、「市内外への営業活動や従業員への教育、またおもてなしということを強化しており、この施設が単独で新たな資金注入をしなくても運営ができるしっかりとした体制づくりをしていくため、たかみや湯の森運営協議会との協議も再度強めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議案第23号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第33号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」までの11の会計につきましては、それぞれ決算見込みによる事業費調整が主なものとして計上されておりました。

介護保険特別会計におきまして、委員より、「地域支援事業費の一次予防事業と二次予防事業の委託料が双方とも10%程度減少となっているが、この原因は何であるか。」との質疑があり、執行部より、「一次予防事業は元気教室として本年度より取り組んでいる事業であるが、冬季での感染症拡大や介護保険への移動により参加者が減少したためであり、二次予防事業についても同様となっている。」との答弁がありました。

また委員より、「感染症の蔓延という原因もあると思うが、それにより介護度が進むことが考えられるため、そういった対策はどのように考えていくのか。」との質疑があり、執行部より、「感染症対策は十分な

休養と栄養の摂取が必要であり、今回の教室でも指導内容の中に感染症対策として体力をつける方法を取り入れていただいている。そういった基本的な指導とともに感染症が発生した場合は、教室を休むなど指導を行っていただいている。」との答弁がありました。

各会計の歳入・歳出それぞれ慎重に審査し、補正額、補正内容等適正であると判断し、議案第22号から議案第33号までの12議案について全て原案どおり可決すべきものと決しました。

このたびの補正予算審査において、たかみや湯の森への財政支援について多くの委員より、運営体制に改善を要する指摘や意見が出されておりますので、執行部におかれましては、今後の法人化に向けた努力をしていただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○塚本議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、本案12件に対する討論を行います。  
討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。  
これより本案12件を個別に採決いたします。  
まず、議案第22号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第23号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第24号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第25号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第26号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第27号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第28号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第29号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第30号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第31号「平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第32号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第33号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 一般質問

○塚本議長 日程第14、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 改めましておはようございます。12番、宍戸邦夫でございます。

今回、3つの質問をさせていただきますが、それまでに25日に浜田市長、それから塚本議長さん、総理官邸表敬訪問されて、三矢の贈り物をされたということが、新聞はもちろんテレビNHKでも民放でも再々この安芸高田市をPR、アピールしていただきました。本当に我々にとってもめったにないというか、ほとんどないぐらい、こういう機会はない

と思いますが、そういうことで安芸高田市も全国へアピールをされました。先人が残してくださった知的財産がこうしてここに生きているというふうにも思います。三つの教えというのは本当に知的財産だと私は思っております。そういう意味で今後市長もますます元気で、また議長も含めてこの安芸高田市を全国へ積極的にアピールするような事業展開を進めていただければというふうに思います。私も安芸高田市の市民の一人として誇りを持って最善、最大限の努力もさせていただきたいというふうに考えます。

それでは通告に基づきまして、まず第1点目の質問を行います。

J R 芸備線の利用促進についてであります。先ほども申しましたが、この安芸高田市はいろいろな事業展開をしておりまして、中でも神楽を中心とした、また湧永のハンドボール レオリック、そしてサッカーのサンフレッチェ、いろいろな全国に余りないぐらいの観光産業の事業展開をすることができるというふうに思います。

これらに対して、私は安芸高田市には中国自動車道、それから国道54号線、それから県道、主要地方道であります。広島三次線、それからJ R 芸備線、この4本の交通網が縦断をしておるわけです。その中でJ R 芸備線というのは大変交通網として通勤客、通学の皆さんにとっては重要な路線だというふうに考えております。現在、安芸高田市には向原駅、吉田口駅、甲立駅と3つの駅が存在するというのも、これはよその市と比べてまれな市ではないかというふうに思います。それだけそうした利用客の皆さんの利便性が図られているということをお聞きしたいというふうにも思います。

そこで、この観光産業も含めたそういう事業展開をするにあたって、この利用客へのサービスの向上の取り組みについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

特に今、向原駅のみが正規の職員と申しますか、駅員さんがいらっしゃるわけでありまして。あとの吉田口、それから甲立駅については無人化になっております。ただ、甲立駅については後から述べますけれども、切符販売員の皆さんがおられるということになっておりますが、J R としてみれば無人駅ということになるというふうに思いますが、そこらを防ぐ、向原駅も利用客の状況によっては無人化になっていくのではないかとこの恐れを感じておりますが、そういうことを防ぐためにもこの利用客へのサービスの向上の取り組みについて市長にお伺いしたいと思います。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 改めておはようございます。

ただ今の宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

現在、芸備線の利便性の向上や利用促進等のさまざまな対策について協議する組織として、沿線の広島市、三次市、庄原市と安芸高田市で構

成する「芸備線対策協議会」がございます。地域の発展と交通の確保に重要な役割を果たしている芸備線の活性化について、これまでも芸備線のスピード化や通勤・通学の利便性の向上などの検討を行いJRに提言してきたところでございます。

駅の無人化を防ぐための対策についてでございますが、JRの利用者が減少する中、その売り上げの向上も望めず、駅への人的配置も厳しい状況であることは間違いございません。観光振興としての活用も考える中、イベント列車の運行等も検討いたし、JRの利用者をふやす取り組みが必要と考えております。

「芸備線対策協議会」では、昨年末までを調査期間とした、沿線利用者の利用実態調査を実施いたしました。その内容につきましては、現在分析をしておりますが、その結果を基に新たなサービス向上の取り組みへつなげていきたいと思っております。

いずれにしても、芸備線は重要な生活路線と認識しております。沿線の市民の皆さんにはしっかりこれを活用いただく期待もしております。芸備線はしっかりと重要な路線と認識しておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 ありがとうございます。

甲立駅が無人化というふうな状況だと言いましたけれども、実際には、切符を販売する方がJRのOBさんが3人から4人でローテを組んで、1年365日正月も盆もありませんが、大体朝6時過ぎから大体3時ぐらいまで交代で切符を販売していらっしゃるんです。これの仕組みをちょっと調べてみますと、まずJRとそれからこうだ21、これは安芸高田市の出資が2分の1の会社であります。まずそこが販売の請負契約をして、そのこうだ21がJRのOBの皆さんに業務委託として切符販売をしておられるという状況でありました。それで、実はこれも先ほど市長さんもおっしゃいましたが、JRの利用客が段々減ってきているんです。人口減少ということもあるでしょう。それで、実は平成20年には1年間の売り上げが4,424万3,000円。それから年々減ってきてまして、24年には3,632万4,000円。ここで約791万9,000円、18%の減となっております。なぜこれを申し上げるかと言いますと、この切符販売をする人の報酬が、この売り上げの普通の乗車券の5%、そして定期の売り上げの1.8%が報酬として受け取っておられるわけです。少しほどこうだ21への事務費として差し引きがあるわけでありまして、そういう減少傾向にある中で、ボランティア的な仕事をしていただいております。これも実は甲田町時代にここを無人化にするというJRの話があったときに、周辺住民の皆さんからぜひ無人化は避けてほしいということがあって、JA農協が受けたこともあります。その後、JAも採算が取れないということもあって、営利を目的としないこうだ21が受けてそれを引き継いでいるとい

う現状であります。

平成20年には報酬が年間197万2,000円ぐらい、月に割ると16万4,000円ぐらいだったんです。これは月と言いましても、今言いましたように土日がありませんので、全く30日間で16万4,000円ぐらいを3人か4人で報酬を分けるという。それがこの24年には計算しますと13万5,000円。30日で割りますと1日が4,500円ぐらい、8時間そこで切符の販売をして。そういうことで1時間が563円ぐらいなんです。

そういう状況にあってその販売員さんにちょっとお話を聞かせていただくと、今まで我々もJRでお世話になったし、できるだけ市民にも貢献できるということになればボランティアでもいいという形で販売をしておりましたが、しかしもうここにきて年々減少する中にあっては、365日、1日8時間ぐらいをずっとおられたときに、大変な、実はもうできれば辞めたいという人もいらっしゃるし、引き継ごうと思って若い人に来てくださいと言うても、若い人はもうとてもじゃないがそういう状況はこらえてくれというふうな状況にある。こういうふうな状況なんです。実はここは無人数化を避けるための手段の一つとしてそういうふうな制度をつくっておられますが、ここが廃止されるということになりますと、利用客の皆さんの利便性が図られるのだろうかという心配をするわけです。

実はこの間、三次から甲立駅の間で事故があって、ちょうど通勤時間、通学時間に汽車がおくれたという状況があります。そのことはプラットホームとか放送はするんですけど、広島か三次のどこかで。後から来てそれを聞いてない通勤客は、あれ汽車がおくれとる、いつ来るんだろうかという心配があるわけですね。5分待つてくるのか、10分待つてくるのか、1時間待つてくるのかわからん。もしそれが1時間おくれるということになれば、これは自家用車で行こうかとか自動車道を使ってそこから行こうかとかいう判断ができるわけですけども、それが無人化になりますとそれができないということがありました。そして、その販売員さんに聞きますと、私たちはそういう情報が入らないからどういうふうになるかわからんと。確かにJRが契約しておる販売員さんじゃありません。駅員じゃないのでそういう情報が入らない仕組みになっておるわけです。そういうことを考えたときに、私はこの販売制度とかシステムを何とかこうだ21が知恵を出していただくと同時に、市もそういう知恵を出していただければいいのだろうかというふうな思うんです。

それで、今安芸高田市も若者定住対策として住宅用地の補助金をつけた販売、向原もうそうですけれども、販売をしておりますし、そうした若者定住にもつなげるようなこの芸備線の活性化を、利用客のサービス向上に向けた取り組みができないものだろうかというふうな思うんです。ちょっと詳しく言いましたが、詳しく述べないと実情がおわかりにならないかと思ひましてちょっと時間をとらせていただきましたが、その点、市長さんどうお考えでしょうか。感じでもいいんです。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。私も全く同感でございまして、この問題はやっぱり国鉄からJRになった途端に、民営化になった途端に、国鉄としての費用対効果、安芸高田市の費用対効果があったほうがいいわけですからというのが非常に迫られております。だから私はこの問題はやっぱりこうだ21だけじゃなしに市、県をあわせてでも考えてみたいと思ってます。

我々が考えることは、まずは安芸高田市で切符を買ってあげるという仕組み。例えば、航空券にしても市民の方々、もちろん行政もですけど、こういう徹底した取り組みは私は必要ではないかと。そうしないと、私今ちょっと話しますが、優位に立った話ができんわけですよ。おまえ人が乗ってないじゃないかということになってくるので、これ税金で賄うというシステムが一つもないわけですから、やっぱり切符を買うということからスタートしないと。そういう努力をしながら次のステップの話と。いわゆる全く費用対効果がない話ですからそういうことになるんです。

先般もエレベーターの話をするんですけど、全然一日の乗降客が5,000人とか6,000人とか全然けたが違うぐらいのことをおっしゃいます。広島県で言うたら大野町の駅くらいしか対象にならんというようなことを言っておられます。それでもうちは年寄りが多いしやらないけんということもございます。そういうようなことを踏まえながら行政としてこの大切さをこれから再認識していかないけんと思ってます。幸い、今ちょっと考えていることは今の切符のことをもう少し行政と市民の方で再認識すると。空港の切符でもいいんです、実績になるっていうことなんです。とにかく、その切符をある程度、向原と吉田口と甲田の駅を使った切符の販売の仕方をするということがまず1点。

それからもう一つは、安芸高田市が神楽とかレオリックとかサンフレッチェとかいうことがあるので、こういうことを踏まえたイベント列車というか、こういうことは逆に今国鉄の提案をいただいているようなことです。これも真摯に考えていきたいと。ただ、困るのは単発的なことは今までやってるんだけど、継続的にいけるかっていったら非常に難しいということなんで。神楽なんかは神楽団の協力のお蔭で、年間を通じて150日とか、公演を定期的にやってるので、できるだけ定期的な形の利用をしていくということも大事だと思っております。これからも非常にハードルは高いんですけども、行政としても頑張っていきたいと。

それから、芸備線対策協議会ももっと頑張っていきたいと思えます。実はその後の書面議決とか調査をやってますけど、もっともっと積極的な対策が必要になるかと思ってます。将来的にはやっぱりうちの定住化を考えた場合には一番いいところにおるわけですから、複々線化とかこういうことも将来的には考えていかないけんと思えますので、国鉄に物

申すためにもやっぱり切符を売ることからしっかりと考えていきたいと思っております。

全く同感でございますので、こうだ21とも連携をとりながら、今後の対策については前向きに考えていきたいと思っております。行政の支援をするかどうかというのは、今朝ほどもございましたけど、これからの安芸高田市の、いわゆる湯治村とか湯の森とかいろんな施設も原点に立って考えないけん時期に来てますので、同じような問題ですよ、これも。要るか要らんかと。ほっとけば向こうはJRの費用対効果で多分無人化になってくると思いますが、これが市民にとっていいのか悪いのかというのは原点に返ってまた考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 それでですね、切符販売員さんは除雪作業もしておられるんです。プラットホームのね。そういうふうなところも見えないところでサービスがされてるという状況でありますので、そういうこともひっくるめながら対応をしっかりこうだ21さんと協議を。これも市が2分の1の出資をしておる会社でありますので、他人じゃありませんので、そういうことを考えていただいてしっかりとした取り組みをしながら、特に全国へ打って出る安芸高田市になったので、そういうこともひっくるめたといえますか、交流人口もふやしていく手法を考えていけばいいと思います。

それとあわせて、この間、市民フォーラムが甲田のミューズであったんです。そこで吉田へ住んでおられる人が吉田から三次へ行くのに芸備線へ行く連携のバスとか、例えば広島、三次へ行く中国自動車道の高速バスを利用するっていう、その連絡網がどうにかならんかという意見がちょっと出てましたので、そういうこともひっくるめた総合的な交通網体系整備も今後必要になって、そのことがJR芸備線の利用客への増につながるということもありますので、そういうことのサービスも考えていけば、難しいことかもわかりませんが、そういったことも考えてみていけばというふうに思います。

それからもう一つ、安芸高田市は多文化共生ということで、この市の窓口も英語と中国語とありますね。そういうのが看板に書いてある。三つの駅見てましたが、案内板があるんですけど、そういうのが表示されてないんですね。そういうことも考えて、駅っていったらいろんな言葉が書いてあるというふうな看板もこれから必要になってくるんじゃないかなというふうにも思います。そういうことで、先ほど必要性は高いということでもありますので、その点しっかりまた今後ともこうだ21との協議をしっかりとさせていただいて、この間提案がありました、幸いなことに指定管理も今度はその指定管理っていいですか、施設の集会施設等の指定管理もこうだ21がされるというふうになっておりましたので、そういうことを考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。次の二つ目でございます。これは持続可能な資源循環型農業の推進についてでございます。

実は、この間1月何日でしたか、安芸高田市の酪農連絡振興会、協議会でしたか、そこで新年会がありまして、そこへ産業建設常任委員さんが招待を受けました。会費5,000円で一杯飲んだということになります。一杯飲んだというよりも情報交換をされたということになります。そこでいろいろ話がありました。たまたまちょっとどういうことか、アベノミクスでどうなったか知りませんが、円安になってきたということで、外国産の飼料がぐんぐん高騰するという状況のようです。1円上がることによってトンあたり225円ほど上がるんだそうですね。ですから、1トン当たり1円どころじゃない、上がっておりまして、円高じゃないけんということで円安になりやということもあるんですが、円安ならなってまたそういうふうなところで不利をこうむる人もいらっしゃるんですね。そういうふうなことで私がちょっと考えたんですけども、実は、畜産農家と耕種農家への支援として飼料イネ栽培面積の拡大に向けた現在の取り組みについて、まず市長にお伺いしたいんです。

あわせて、作業機械導入等をされておられますが、その継続性についてお伺いしたいと思います。

実は、甲田で堆肥センターを設置するときに、資源リサイクル農業を目指そうということで堆肥センターを中心に畜産農家と耕種農家、水稻栽培農家と連携をいたしまして飼料イネ生産・利用組合というものを立ち上げられました。これはちょうどたまたまここへ、今甲田支所長さんですけど、益田さんがこのシステムを考えてくれたんです。転作奨励品目である飼料イネを導入して、せっかく堆肥センターができるんだからそういう堆肥を有効活用していただく。そしてそこで水稻農家の協力を得て飼料イネも栽培していただいて、それを畜産農家へ提供する。提供するといっても畜産農家から飼料イネを買い取るという仕組みをつくってくださったんです。

実はこの酪農家の話の中で先ほど言いましたように、飼料が高騰する中であってほんとこれ莫大助かっておるということをおっしゃいました。10年ぐらい前になるんですけど、当初は1ヘクタールぐらいの面積でしたが、現在10年ぐらいで20ヘクタールになったんです。これは戸別所得補償、今ちょっと名前が変わりましたね、政権が変わって名前が変わったんですけども、以前は戸別所得補償制度って言うおりましたが、経営所得安定対策制度になったんですかね。政権が変わりましたからそういう名前になったんでしょう。そういうことでこのシステムをどうにか守ってほしいということなんです。

実は飼料イネをつくってもらってそれを買い取る機械の導入も相当経費がかかります。コンバインも1,200万円だそうです。ラッピングするマシーンも200万円というようなことがあります。まずそれまでに畜産農家と耕種農家への支援としての飼料イネ栽培面積の拡大に向け現在

の取り組みはどのようなふうになっておりますか、お伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

耕種農家と畜産農家が連携する、いわゆる耕蓄連携により資源循環型の農業を推進する取り組みは、近年特に注目を集めております。市内では、甲田町において早くから飼料イネの栽培に取り組まれております。新市になってもこの制度を継続しておると思っております。平成24年度では21ヘクタールの作付がありました。この取り組みは、営農組合等で飼料イネを作付し、酪農家で組織する飼料イネ生産・利用組合との利用供給契約によりロールを販売するとともに、酪農家からは堆肥の提供を受けることで資源の循環を図るものでございます。耕種農家では、ロールの販売代金のほか、戸別所得補償による交付金が支払われております。

また、酪農家としては、輸入飼料に比べて安価で飼料が購入できること、堆肥の販売促進につながるなど双方にメリットがあると思っております。ただし、飼料イネの刈り取りについては、専用のコンバインが必要であります。これが高価であることが課題と言えます。現在の機械導入に当たっては、飼料イネ生産・利用組合の自主財源と、市の補助事業を活用いただき導入をされております。今後も状況を勘案しながら、可能な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 このシステムは、私はこの畜産農家だけ酪農家だけではないというふうに思うんですけど、ほんといいシステムで優良な堆肥を生産して、これを耕種農家へ提供していくと。そしてその耕種農家は環境に優しいと、できるだけ化学肥料を抑えたいろんな作物をつくっていくという、まさに環境問題が厳しい状況ですから、そういうところにも影響してくるメリットがある。

それから、今度政権が変わりましてどうなるかわかりませんが、まず飼料イネをつくることによって、耕種農家、水稻栽培農家へ10アールあたり8万円。そして畜産連携酪農家と契約することによって1万3,000円入るわけですね。ここで9万3,000円ほどその水稻作付農家へ入ってくると、転作奨励金みたいなものが。あわせて、その飼料イネを今度は酪農家は買い取るわけですよ。1ロールあたり2,000円だそうです。大体1反で、10アールあたりで10個ぐらいできるんだそうですけど、それを買い取ると2,000円かける10個で2万円っていうことになる、11万3,000円が耕種農家へ入ってくるわけですね。そうすると、やはり転作で野菜をつくるのも結構ですし、高齢化しますとなかなか体力がいて難しいと。これならイネをつくるついでにというような形でできるというようなこと。また刈り取りもその畜産農家がやってくれるということ

で相当メリットがあるというふうに聞きます。ただ、刈り取るのは刈り取り賃を払ったり、堆肥を購入して堆肥をふってもらおうと堆肥を買わないけんということ。

しかし、その畜産農家で外国から飼料を買うよりも2分の1の値段なんだそうです。しかもある程度安定したロール購入になりますので、いい飼料の購入になるので、経営的には安定しているという状況。しかもここがいいんですけど、畜産農家が堆肥センターを管理運営しておられるんです。そこの3つが、3本の矢じゃありませんが、この3つがぐるぐるぐるぐる回ることによって本当にいいシステムになってるということで、畜産農家も耕種農家の人にも聞きましたが、これをできるだけ堅持してもらいたいということでもあります。

先ほど言いましたように、機械の償却も相当激しいので購入が莫大かかる、1,200万円ぐらい。今のラッピングするのに200万円。それから毎年ラップ代が100万円ぐらいかかるんだそうです。そういうようなことで、できるだけ支援をしてくださいということもあるんでしょうけれども、そういうことを我々は酪農家も水稻作付農家も堅持していこうという努力をしておられますので、その点についても今後の指導體制をやっぱり行政的にはしていただきたいと思えます。

それで、甲田のばっかり言ったんじゃないんです。実は、この間の新年会のときに資料をもらったんですけども、牛乳を生産しておられる農家が安芸高田市に17戸あるんです。高宮もこのシステムを導入したいという方が何人かおられるようです。そういうことはこのシステムが相当いいという評価になっておるんでしょうけれども、できるだけそういう方に対する、高宮にも堆肥センターがあります、美土里にも堆肥センターがありますから、そこを基盤としたシステムの構築はできればいいなというふうに思えます。そういうことを考えて、安芸高田市の雇用にもつながる、また農業の産業の育成にもなるこのシステムをできるだけ安芸高田市に広く広めていくような努力をしていただければと思います。その点について市長さんちょっとお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 いわゆる循環型社会の形成というのは大きな社会の課題でありまして、どこかでごみとか残らんようにすることがこれは行政の課題でございますので、全くそのことをおっしゃってるわけでこれは奨励していきたいと。

ただ、さっき言ったように、機械が高かったりいろんなものが高かったり、それから円高になったり円安になったり大きく響くので、その辺のうまくいくような仕組みづくりを一緒になって考えていかないけんと思っております。このことにつきましては甲田町でうまくいってる事例がありましたら、広く安芸高田市の農家の方々に広めるなどやっぱり啓発に努めてまいりたいと思えますので、御理解をしてもらいたいと思

ます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 どうしても飼料イネだけじゃ足りない。今の21ヘクタールつくっておられるというふうに聞きましたが、甲田の2戸の農家がこの対応をしておられるんですけど、あと20ヘクタールぐらい欲しいと。今半年分しかないんだそうです。ですから、できるだけいろんな耕種農家に対する、水稻作付農家に対するこの運動を展開して、その耕種農家の人もメリットがあるようなシステムを拡大していけばというふうに思います。

そしてまたこの外国産の飼料が高いとか安いとかいうのは、これは個人の農家ではどうすることもできませんので、そこらの点については国とか行政がやっぱり支援していくっていうのが大事なんじゃないかというふうに思います。その点、市長さんのお考えは聞かせていただきましたので、そういうことも考えていただければと思います。

ちょっと時間が無くなりました。3つ目の質問に移らせていただきます。自治基本条例の制定についてでございます。この安芸高田市の基本ルールによる法体系の整備をどのようにお考えか、まずお伺いしたいと思います。

これは実は昨年3月定例議会のときにもまちづくり基本条例とって私は質問させていただきましたが、そのときに市長さんもちょうと考えてみるということでありました。それからすぐに言うても国やら県のまねをするようになったんじゃないけんしということもおっしゃっておられます。早い時期に定めていけばということをお答えしておられます。私もそう焦ってこのことについてはつくりたくないけんという法律も何もないんですけども、私が思うのがですね、地方自治法が改正されて安芸高田市も自主自立といいますか、自己決定、自己責任ということもありますが、地方主権とかいろいろ国もそういう地方のことは地方で一生懸命考えていただきながら特色あるまちづくりを積極的にしてくださいという意味もあるんだろうと思いますが、そういうことで昨年質問しておりますが、まず今申し上げました法体系の整備について、市長、またどのようにお考えかお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。自治基本条例の制定、基本ルールによる法体系の整備についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、自治基本条例は「まちづくり基本条例」とも言われております。「まちづくりの基本理念」を明文化し、自治体の基本的な方向性、基本ルールを定めた条例でございます。全国的にも、まちづくりにかかわる住民参画の機運の高まりや地方分権の進展の中で、近年、こうした条例を制定する自治体もふえてまいりました。

市といたしましては合併以来、「人 輝く・安芸高田」の実現のため、

住民と行政の協働によるまちづくりを推進いたしております。おかげを持ちまして、地域振興会や市民の御理解と御協力により、協働によるまちづくりの理念が市民の皆様方に浸透してきておると思っております。

今後も、行政と住民の責務と役割を明確にしながら、住民自治を拡充するとともに、自助・共助・公助の精神を踏まえた制度の充実が必要であると考えております。また、情報の発信や共有も必要不可欠であり、現在整備を進めております光ファイバー網・お太助けフォンによる情報提供や、広報誌による情報公開を充実するとともに、テーマ別懇談会や自治懇談会の開催による市民の意見の反映など、協働によるまちづくりのための施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

先般、議員が御質問されましてこのことも私調べておったんですけど、各まちのこともしながら条例のことを考えるんですけど、基本的にそのことをしっかりと定めることが必要でございますけど、基本的には住民の意見をどうやって吸い上げるかということなんですよね。当分は自治振興会とかがあるので、ここをちょっと啓発かけてみようかと思っております。全国的な状況を見ながら波におくれないように考えていきたいと思っておりますけど、現況のところ、質問から進んでないということは御理解をしてもらいたいと思います。それというのも、当市には振興会というのがございまして、一応住民の意見を聞くという必要がございますので、こういうことを大切にすることが基本条例の中身かなと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 安芸高田市も全国へ発信する機会が得られましたので、やっぱり安芸高田市はどんなまちなんだなっていうのを明確に条文か何かできちっと決めておれば、市民の人もわかりいいんじゃないかとかこういうふうにも思います。

またことし25年の施政方針の中でも市長さんは、「人 輝く・安芸高田市を目指して住民と行政の協働のまちづくりを推進した結果、これからの安芸高田市を支えるしっかりとした土台を築くことができたと考えておる」、こういうことを言っておられます。さらに強固に磐石するためにはそういうものが要るんじゃないかとかこういうふうにも思います。これはすぐということとはなかなか難しい、PRも、このことは市民の皆さんの盛り上がりも大切なことなので、行政が勝手につくって、はい守れっていうんじゃないので、そういうことを今市長さんはやっついこうということも言っておられるようなので期待をしておきたいと思っております。

次に、市民憲章とのかかわりになってくるんですけども、これはこの間市民憲章の審議会の条例があって、これは11月末ぐらいに向けてこの市民憲章っていうものをつくっていかうと。そしてまちづくりの大きな柱としていこうということになると思います。そこらが、私が最初に

申し上げた知的財産といえますか、先人がつくってくださった三本の矢に基づく三矢の教えとか、百万一心というのがありますよね。そういうのを勝手に国がとってもらったんじゃないので、そういうのもこの基本条例の前文の中にうたえておくと。これは安芸高田市のものでよっていうことを全国へアピールしてください。それから、市長が申しておられる市民総ヘルパー構想もこれ全国にないと思います。そういうものを基本とした市民の自治基本条例ということを考えていただきたいと思います。その点について、市民憲章とのかかわりについてお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、全国にアピールした面はちゃんと条文化してやっていくということなんですけど、基本的には自治基本条例というのは一応法律的なものであると思ってます。あと市民の今度は行動規範とか、いわゆるある程度我々今まで言ってきた分の、市民の行動規範とかこういうものがある程度概念的にはわかっているつもりなんで、市民憲章には自治基本条例がなくても、例えば協働のまちづくりとか、自助・共助とか、百万一心の理念とかいうのはあるわけですから、差し支えないと思ってたんですけど、全国に発信するということになってくるとそういうこともしっかりとまちづくりのためには必要もあるので、そういうことで御理解をしてもらいたいと思います。

今回の市民憲章につきましては、さっき言われたような総ヘルパー構想の自助・共助のまちづくりとか、それから今のいろんな百万一心とか、通常概念的に思っていることをわかってるので、差し支えないという答弁をさせてもらってるわけですが、今後、やっぱり外から見たときには明文化する必要もありますので、これはまた課題にしたいと思います。

市民憲章は、「市民の皆さんの生活や環境にかかわる理想や願望を重点的に示したもの」でございます。いわゆる「市民の行動規範」となるものをつくっていきたいと思っております。

これは、例えばさまざまな式典や行事などを機会に、参加者の皆さんで「唱和」をしていただくことにより、これらの行動規範をもとに、市民一人一人が、未来の安芸高田市を創造し、またこれに近づくよう願いを込めると同時に、自分の意思をはっきりと表示をしていくものでございます。そうした意味では、合併10年目を迎えるに当たり、まさに「新生 安芸高田市」にふさわしい、そして市民がより一体感を共有できるような「市民憲章」を、制定してまいりたいと考えております。

もちろん市民の皆さんからの御意見を取り入れながら制定をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

できれば、先にこっちが来た方がいいかもわかりませんが、市民の皆さん方には方向性とか、安芸高田市の皆さんの行動規範というの

はある程度理解してもらった上での市民憲章と私は理解をしておるので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員に申し上げます。発言の残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただきますようお願いいたします。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これも12月の一般質問で質問させていただいたことなんですけど、長期総合計画の策定については、市長も答弁の中では地方自治法が改正されまして基本構想というものをつくらないけんようになってたんですけど、これが外れまして、つくろうがつくるまいがこれは市の独自の考えでやってくださいと。地域主権と言いますか、地方主権と言いますか、地方分権と言いますか、いろいろ言葉が違うんですけど、そういうふうなまちづくりを進めなさいよということでそういうことだろうと思えます。ですから、そういう地方自治法改正の趣旨をしっかりと理解しながら長期総合計画をつくっていただいたらどうかということで質問しましたが、市長は当然これは市民のまちづくりのためには市民にわかりやすい計画を立てて「集中と選択」という言葉を使っておられるようですけども、そういうものでしっかりとしたものをつくっていききたいということをおっしゃいます。これもやはり自治基本条例の制度の中にそういうものがきちっと入っておれば、例えば、今浜田市長はそういう気持ちで市民にわかりやすく言ってつくろうと言われますけど、だんだん何十年かたちますと何もつくる根拠がないというので、市民にわかりにくいまちづくりになったんじゃないかという思いですね、そういうこともこの基本条例の中に入れていただければいいんじゃないかというふうには思いますが、その点について。

○塚本議長 宍戸議員に申し上げます。

質問の途中でありますが、質問の制限時間となりましたので、以上をもって質問を終了させていただきます。制限時間までの質問に対しての答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの自治基本条例ということでわかりましたので、ただ私が申し上げたのは、現在、大体協働のまちづくりとか百万一心とか自助とかいうのは大体知っておられるのでということだったんですけど、議員さんの質問のとおり、将来的にはこれ明文化する必要もあるというのは課題として受けとめさせてください。

それから総合計画の関係でございますけど、平成23年5月に公布されました「地方自治法の一部を改正する法律」によりまして、総合的、計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、議会の議決を得るよう義務づけられていた「市町村基本構想の策定義務」は撤廃されております。だけどこれは大事なものなので、議会の議決がなくてもやっぱり方向性というものはしっかりと示さないけんのでしていきたくて思ってます。

す。

本市の総合計画は、平成26年度をもって計画期間を終了しますが、27年度以降の長期総合計画につきましては、12月定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、策定する必要があると考えております。普通交付税の合併特例加算も、平成26年度から段階的に引き下げられることなど、財政的には大変厳しい時代に入っていく中、総合計画策定につきましては、市民の声をしっかり聞き取り、「選択と集中」の視点に立った計画を策定していくべきと考えております。自治基本条例と総合計画策定は整合が図られるべきものとも考えますが、今後、条例制定の必要性が生じた段階でまた具体的にどうするのか等、考えて検討してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解を賜りたいと思っております。ありがとうございます。

○塚本議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、11時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 水戸眞悟君。

○水戸議員 9番、会派絆の水戸眞悟でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

なお、昨今の市長の精力的な行政推進に対しましては敬意を表するところでございます。

なお、本題に入ります前に、お伝えをいたしておきたいことがございます。このたび長年の懸案事項でございました、安芸高田警察署北警察官駐在所が新築移転の運びとなりました。安芸高田市消防署北分駐所並びに消防団美土里方面隊第三分団の詰所などとともに関係地域の安全・安心の暮らしのための拠点施設整備が整いましたことに、地域住民の市行政施策の推進に対する評価をその喜びはひとしおのものがあるように伺っております。

また加えまして、質問の内容にも触れますし、前回からも一般質問でも取り上げてまいりましたけれども、県道吉田邑南線の新葬斎場周辺におきます交通安全のための立木除去、日照改善対策、あるいは進入路付近の交通安全対策につきましても、多くの方々の好評を耳にいたしておりますので、この場をおかりしまして市長にお伝えをいたしておきます。

それでは、通告いたしております質問内容に入ってまいりたいと思っております。

地域高規格道路東広島高田道路と陰陽神楽街道、つまり主要地方道吉田邑南線の連動した整備促進は、陰陽連絡の重要路線の位置づけである

ことは承知のとおりでございます。本市としても空港アクセスの利便性やJR芸備線、中国自動車道高田インターチェンジともに連結して、本市の明るい未来を創造するにふさわしい路線整備構想であることは申すまでもないところでございます。

これらの整備改築促進については過去にも質問した経緯がありますが、今般、吉田邑南線については陰陽神楽街道と愛称がなされております。申すまでもありませんが、沿線には戦国武将毛利元就にまつわる数多くの名勝史跡が存在することに加え、中国自動車道高田インターチェンジ、たかみや湯の森、神楽門前湯治村、岩屋鉦山、久喜・大林銀山跡など観光名所旧跡を随所に見ることができたわけでございます。

道路改良の改築は、無論、喫緊の課題でありますし、そのことについてはこれまでも機会を通じてお話をしているところでございますけれども、観光振興の観点も踏まえて独自性のあるキャラクターやサイン類整備など、整備促進方針について市長の所信を伺うところでございます。

○塚本議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。陰陽神楽街道、主要地方道吉田邑南線の位置づけと改築整備促進についての御質問でございます。

昨年8月に開催された吉田邑南線改築促進期成同盟会総会におきまして、安芸高田市と邑南町の両会員総意により、当該道路の愛称を「陰陽神楽街道」と命名されました。この命名につきましては、後日、広島県知事並びに島根県知事を訪問いたし、報告を行ったところでございます。

これを受け、両市町の沿線に存在している豊かな自然と歴史ある文化を生かした交流をより高め、交流人口の拡大を通じた地域経済の振興を目指すことを目的とした「文化・スポーツ及び観光交流協定」も10月23日に邑南町と締結したところでございます。

こうした市の動きを受けて、道路管理者である広島県は、観光ロード推進事業計画や神楽の舞めぐり事業計画に着手いたし、観光客を呼び込む対策等の計画づくりを行っておられます。安芸高田市に観光客を呼び込み、地域活性化を促進するなどの陰陽神楽街道の整備方針についてその内容を申し上げますと、短期的な整備といたしましては、神楽の音響を生かしたメロディーラインの整備、沿道植栽による景観形成、案内誘導看板の設置等がございます。また、長期的には、歩道改築や神楽オブジェの整備等がございますが、計画の実施にあたっては、関係団体や地元住民等との調整を図っていくことが必要と考えております。

いずれにしましても、邑南町との連携や協力は無論のこと、道路管理者であります広島県とも協力いたしながら計画のさらなる具体化に向け、協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 　以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 積極的な答弁をいただきまして、安心をいたしたところでございます。

実は先般来、去年の8月、この愛称が命名されたというところでは、テレビ放映もなされましたし、新聞報道もなされたところでございました。一体これがどういう展開を見せていくんだらうかということについては、随分我々も危惧をいたしておったところですが、今市長のほうから県のほうともそういう立ち上げについて、メロディーロードであったり沿線の修景整備、あるいは案内看板等について鋭意考えていくんだということの県の動きもあるように、今はっきりと明言をいただきましたので、今後どういった形でこれが具現化されていくかということについては、本当に我々は地域住民ともにこの道路の夢のある改築、あるいは方針を待ち望んでみたいというふうに今つくづく思わせていただきました。

これ、平成17年3月25日の議会で議決されております本市の基本構想でございますが、この基本構想の中で、いわゆる平成26年つまり10年先の人口指標といたしますか、これをちょっとひも解いてみましたら、おおむね26年度あたりで3万5,000人を指標にしてあったという経緯もあるんですね。ところが実際、その後の経緯を見てみますと人口は減少傾向に歯どめがかからず、今のところ既に3万1,000人を割り込んだ3万800人前後といった現状になっておるわけです。

従いまして、今後本年度の予算の中にも、つまり基本構想の見直し準備期間としての予算措置もされておるようでございますが、人口推計につきましては大きな下方修正を行わざるを得ない基本構想の中身となってくるのかなというふうにも考えておるところでございます。したがって、今後長期的に見ても本市の人口増というのは非常に不可能な状況が立ちだかっているといったことについては、我々もそう考えざるを得ないなというふうに思っておるところでございます。だとしますと、今後は、先ほどもお話がありましたように、いわゆる地域間交流という観点から交流人口に夢を託した、いわゆる経済成長を促す必要が一面ではあるのではないかというふうに考えておるところでございます。

先ほども申し上げましたし、お話の中にも出てまいりましたが、市内には数多くの歴史の遺産や神楽文化、またサッカーやハンドボールなどの名だたるスポーツなど随所にストロングポイントを有しておるわけでございます。

こうした、先般の新聞報道にもありましたように、お隣の三次市が中国横断自動車道尾道松江線の3月30日開通にともなって、インターチェンジから市内の観光施設への行楽客を案内する標識や看板の設置に着手するとの記事があったわけでございます。またこれに関しては、開通に先駆けて横断道の活用策や経済効果を考えるシンポジウムも計画されておるという報道でございました。

先ほど市長のほうからも県のほうでそういった動きがあるんですよ、

できるだけ具現化に向けて市としてもその話にのっていききたいといったような答弁でございましたが、本市あるいは期成同盟会、つまり吉田邑南線改築促進期成同盟会、邑南町とともにこのようないわゆるシンポジウム等を今後地域住民とともに、あるいは学識経験者も踏まえ考えていくというふうなことも考察していく必要があるのではないかなというふうに、内外にアピールする観点からも思いますけれども、市長のお考えをその点について少し伺いをいたしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今回のこれからの安芸高田市の吉田邑南線、神楽を中心とした文化の継承をお互い理解するというところでございますけど、これは邑南町にとっても同じ課題なので、一緒になって文化の交流をしようということでございます。

それから、先ほども申しましたけど、邑南町とは文化の交流も行いました。これが絵にかいたもちにならんようにしっかりやっていきたいと思っております。

それから大きな意味では、このいろんなこと、神楽もですけどレオリックとかサンフレッチェとか元就とか土師ダムとか、いろんな資源がございまして、それを市民の皆さんが共有することによって大きな力としていきたい。この神楽を今月のコラムに書きましたけど、これ高宮、美土里の文化であってはいけないので、甲田、向原とか全市を含めた文化であるようにということにしていけないと力が弱い。レオリックもそうです。全市で応援していかないといけないということなんで、こういうことを心得ることによって大きな力が出るんじゃないかと。またこれが定住化につながってくるんじゃないかと思っております。

さっきの過疎対策、人口減に対しては、これ全国的な傾向なんで、できるだけその現象のスピードを緩やかにしていくってことは可能なので、ここに全力を注いでいきたいと思っております。若者に定住していただくことが安芸高田市の老人を支えてくれるってことになるので、一緒になって考えていきたいと思っております。その一環として、この邑南線の活性化も必要だと考えておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 積極的な答弁を先ほどからいただいておりますのであれでございまして、先般、実は島根県邑南町の岩屋地区の方々との交流の機会がございました。先ほど市長のほうもおっしゃっていただいたように、この邑南町の方々にとりましても、この県道吉田邑南線は広島空港アクセスや安芸高田市中心部への買い物、高田インターチェンジを経て中国自動車道へのリンク、それから神楽門前湯治村、あるいは土師ダムなどの本市のいわゆる行楽地、そういったものへの日常生活に欠かせない利便性を訴

えておられたんですね。

実はちょっと残念なというか、そういう言い方をさせていただきますけれども、先般の平成25年度の施政方針の中に、先ほどおっしゃっていただいたようなことが1行、2行書き込んでいただければよかったのかなというような、ちょっと残念な気持ちもいたしたところでございまして、昨年秋に命名されて今なおかつ県のほうでもそれに組み込むということ。あるいは本市と邑南町の交流提携もされたということであれば、市の方針としても今後これを大きな基軸として観光と交流のまちづくりといった、いわば起爆剤にしていくんだということの1行があればよかったかなというふうにも思っておるところでございます。

そこで、実は平素から思っておることなんですけれども、企画振興部所管の未来創造事業、産業振興部所管のふるさと応援の会の運営や産品開発事業、大型キャンペーン事業、広島安芸高田神楽全国的情報発信事業や観光協会設立支援事業。そしてまた建設部に所管する主要地方道吉田邑南線、つまり陰陽神楽街道の改築促進期成同盟会などセクションがそれぞれ別々にあるというところを見ますと、この辺を観光分野というふうに捉えるか、経済発展の観点から捉えるか別問題としても、総括的にコントロールできる一つのプロジェクトチームのようなものを設置して、いわゆる窓口一本化してこういった観光、あるいは交流事業を進めていくといったようなことになりはしないかと。そのほうがかえって縦割り行政という横の連携はとるんですよとはいいながらも、それぞれのセクションでこの観光あるいは神楽とかそういう文言が出てくるので、その辺を本市の内部機構の中で一定の整理をされて対応できるプロジェクトチームというか、部署課を設けるというか、そういったことを考えられたらどうかと言うふうに思うんですが、その辺についての所信をお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。今の邑南線につきましても道路をつくるという意味では建設課が担当。というのは、相手が国土交通省なり県の土木なもんだからそうなります。だから観光の面からいったら、今度うちのほうの小田部長のところの担当になってきます。それから特産品っていうことになると今度は清水部長のところになってくるように別々なので、これは言うてみれば今まで安芸高田市の一欠点でございましたので、検討委員会なり連携をとりながらしっかりとそういう弊害のないように心がけていきたい。その結果、組織編成につながるんであればまたしていきたいんですけれども、当面は組織編成しなくてもそういう連携の中でやることの弊害がないように心がけていきたいと思っておりますので、どうか御理解をしてもらいたいと思っております。

おっしゃるように、建設課が今邑南線をやっていますので、やっぱり観光の分野とか地域の農産物とかいう産業の分野から全く違うわけですか

ら、こういうこともしっかり考えていきたいと思っております。説明しましたけど、道の駅についても総合的に市民のメインになるような方向で考えていかないけんと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思えます。ありがとうございました。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 まさに縦割りでそれぞれのやむを得ない事情があるにもかかわらず、本市が進めていこうとする歴史と文化とスポーツの三本柱でいくということになれば横の連携は当然十分とっていただいて、機構上やむを得ない部分もあるとしてもできればそういうプロジェクトチームというふうには申しあげましたけれども、横の連携を十分とっていただくということで一定の路線を職員の皆さん方が共通認識していただけるといふ方をぜひともとっていただきたいなというふうには思っております。この件につきましては、この陰陽神楽街道が今答弁いただきましたように今後具現化されて進んでいくということになりますと、神楽街道としての独自の看板やサイン類、あるいは独自のキャラクターなど、あるいはメロディーロードですね、そんなようなこともあるんでしょから、そういうことが市全体として安芸高田市のウェルカムムードを盛り上げていくと。ウェルカム トウ アキタカタシティというような感じに随所に歓迎のムードが見えるというようなことに進めていただければよろしいのではないかとこのふうには思っております。これは施策方針の基調理念として今後の理念に掲げてございませけれども、今後はハードからソフトへの軸足の転換だというふうには書いてございませので、私も全くそのとおりでございませ、26年度以降合併10年を経過いたしました今後は財政的にも非常に苦しい時期がやってくるということになりますと、やっぱりソフトの部分で頑張っていくのがいいのかなというふうには思っておりますから、一つその辺も申しあげておいて、次の質問に入らせていただきます。

次の質問でございませ。これも何度かこれまでもお話をした経緯がございませが、再生可能エネルギーの研究基礎調査事業についてでございませ。

これ、先般の委員会のほうでもお話がございませ、現在のところ昨年度予算の367万5,000円程度の成果品を今まとめあげておるところですよということではございませが、新年度においても300万円余り294万円程度の調査費をあげていただくようになってございませ。従いませ、これは東日本大震災等によります自然の再生可能エネルギーの必要性というのが高まってきたわけではございませ、こういったことの中で基礎調査について予算計上をされましたものが経済産業省の補助対象とならなかつた経緯がございませ、これの現状については先般も委員会でもお伺いしたけど、現在どのような形になっておいて、それを新年度に向けてはどのような形でこの基礎調査、つまりデータベースづくりに取り組んでいく

というお考えなのか、その辺の所信を伺うところでございます。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の議員の御質問にお答えをいたします。

先般の質問の答弁とダブるかもわかりませんが、御了承してもらいたいと思います。

再生可能エネルギーの調査研究事業の現状と今後の取り組みについての御質問であります。当初予算では、市単独による予算執行を予定しておりましたが、経済産業省の財政支援を受けることができる補助メニューがございました。この事業になるべく努力をいたしましたけど、結果としてこの申請を受けることができませんでした。

内容につきましては、市の全域を範囲とする再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量の推計調査を実施いたし、今後の方向性や具体的な利用可能性に関する検討を行うとともに、省エネにつきましても地域住民の皆さんの意識調査なども実施しながら、事業化に向けた検討を行うように考えたものあります。

しかし、国の事業に対しまして事業の申請数が多く、当初は7月中旬となっていた採択結果の発表が大幅におくれ、結局、9月27日に不採択の連絡があったところでございます。この結果を受けて、安芸高田市に合った事業として、現在、「太陽光」「小水力」「風力」「バイオディーゼル燃料」「森林バイオマス」などの資源量調査と、市民・事業所アンケートを実施いたし、安芸高田市にマッチした再生エネルギーの活用方向を今年度中にビジョンとしてまとめているところでございます。

議員御指摘のように、結果的には6カ月おくれたの単独による調査となりました。今後は、平成25年度にこのビジョンを基にした詳細な調査を行った上で、再生可能エネルギー活用に向け努力していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 この件につきましては、先般の委員会等でも補正予算の関係等々でお伺いをいたしておりますので、これ以上申し上げる必要もないのかと思いますが、そうは言いましても現在世界的な風潮の中でこの再生可能エネルギー、自然エネルギーを利用していくということにつきましては一定の流れがあるわけでございますから、本市としてもそのデータベースづくり、あるいはビジョンづくりについてはおくれをとらないように一定のその整理をしておく必要があるんだろうと。即ここ何年でという必要性にはかられていないにしても、先般申し上げましたが、園芸ハウスの暖房用灯油使用料あたりも年間では4,000万円、つまり46万9リットルあたりを利用しておるわけですから、ことしの場合にはちょっとそれより少ないと思いますが、平均的には4,000万円程度の灯油消費量があつとるわけですから、その辺も初期の投資の段階で燃料の軽減といったよう

なことがこの自然エネルギーのほうで対応できるのであれば、園芸農家さんのほうも多少助かっていくのではないかとといったようなことも申し上げたこともございますので、そういった観点からも、ぜひともこの安芸高田市の540キロ平方メートルある大きな市域の中で山林を80%占めておりますけれども、この中でこういった自然エネルギーの可能性のあるのかというデータベースだけはしっかりとらまえておく必要があるんだろうというふうに思っておりますので、答弁は要りませんけれども、その辺を十分踏まえていただいて、平成25年度予算に継続されておりますように、その辺の事業は新年度も継続されるようですから、その辺の結果、あるいは成果品を楽しみに待ってきたいというふうに思っておりますのでございます。

それでは次の質問に入らせていただきます。

実は、先般来、新聞紙上を毎日のように騒がせております教育現場の問題等々について、どうしてもこの辺は教育長のほうに尋ねておかないと本市の教育状況の中からも保護者の皆さん方も非常に気にしておられることだろうというふうに思いましたので、2項目ほどあげさせていただいております。

まず、校内暴力の対策ということなんでございますが、広島県教育委員会が新年度において児童・生徒の暴力行為やいじめの問題を抱える学校を支援するプロジェクトチームを設けるというふうに報道もなされておりますし、その中では小中32校を対象にするということでございますから、既に32校というのは具体的にそういう実態があるんだろうなと言う危惧もいたしておるところでございます。このような県下の状況は大いに我々県民、あるいは子どもを抱える保護者、PTA等々にとりましては大いに憂慮をされる事態のようにとらまえておるわけですが、本市におきますその現状、小学校13校、中学校6校、当市の教育委員会では教育課程の中で議論がされておると思っておりますけれども、県立のほうについてはデータとかそういったものがないかもわかりませんが、教育長のほうでこれについての所見といいますか、現在のところの思いをお伺いするものでございます。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、学校における暴力行為は、あってはならない憂慮すべき行為であります。本市における校内暴力の現状、及びその対策等についてお尋ねでございますが、残念ながら本市の小・中学校においても発生している実態がございます。

平成23年度中、本市の小・中学校における暴力行為の発生件数は、小学校5件、中学校4件でございました。平成24年度につきましては、1月末現在において、小学校6件、中学校7件となっており、わずかながら増加傾向にございます。また、広島県の状況との比較におきましては、中

学校は県平均を下回っておりますが、小学校においては県平均を若干上回っており、決して楽観できる状況ではないと認識しております。

事例の詳細を分析しますと、1対1の口論からエスカレートして暴力行為に至ってしまったものがほとんどでございますが、中には、複数の上級生が一人の下級生をたたいたり蹴ったりしたといった、いじめにつながる事案もございました。

校内においては、暴力行為が発生した場合、発生に至った経緯や事実を把握し、保護者も交えて、暴力行為は絶対に許されない行為であることを指導しております。また日常的にお互いを尊重し、信頼し合う集団をつくったり、規範意識を醸成したりするために、人権教育、道徳教育を充実させるとともに、感情をコントロールする力や言葉で自分の思いを伝える力、あるいは適切な人間関係をつくる力を育てるための取り組み等を計画的に実施しております。今後も、暴力行為は犯罪行為であり、絶対に許さないとの認識に全教職員が立ち、暴力行為の根絶に向けた学校態勢をつくっていくよう、学校を指導してまいりますので、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 全くないわけじゃありませんよという答弁でございまして、23年、24年の話をされまして若干増加傾向にあるということでございますから、これ非常に憂慮される事態が本市でもひたひたと押し寄せておるのではないかとといったようなことも、我々客観的に外部から見ますと思われるわけでございます。直接学校現場を担当しておられます教職員の方々、校長先生をはじめ、どれだけのことが教育長のほうに直接あがってくるかという問題もありましようけれども、今のようなことをよくよく認識していただいて、今後の指導強化をしていただきたいというふうに思うところでございます。私も個人的には、昭和60年代、各中学校、小学校ともども、非常に暴力行為あるいは器物破損、こういったことが重なった時代をPTAとして経験いたしておりますので、そのような状態が今回またあらわれるのではないかっていう危惧もしておりますから、十分その辺も教育長はじめ、教育委員会あるいは学校現場の校長先生以下、現場を担当していただく皆さん方には徹底していただきたいなというふうに思います。

今の件で1点ほど。県教委は32校というふうに既に程度というのがありますが、32校程度というふうになっておるということは既に広島県内でもそういうプロジェクトチームを組んでまで対応しなければならない学校があるということですから、その辺については当市の中には32校の中で含まれとっちゃ困るんですが、その辺についてちょっと答弁をお願いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

- 永井教育長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えいたします。
1月の県の教育長会議におきまして県教委の担当課のほうから、先ほど議員御指摘の新規事業に取り組むということの説明は聞いておるところでございますが、現段階で本市に32校の該当ということはないというふうに把握をしておるところでございます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
水戸眞悟君。
- 水戸議員 平成25年度の生徒指導集中対策プロジェクトの県のほうの事業対象の対象校にはなっていないということでございますので、一定の安心感は覚えますが、先ほど来申し上げておりますように、教育は明日行かずに今日行くというようなことでございますから、下に置かんようにこの辺は十分と対応していただきたいなというふうに思うんです。
それでは次の質問に移りますけれども、これもただいま申し上げました案件も含めて、校内暴力も次の体罰部分についてもどちらもいじめということにつながってまいりますし、そのいじめということにつながってくるということは、そこには加害者と被害者がどうしても出てくるということになります。
先般来の新聞の中でもいじめによって尊い命をみずから断ってしまうといったようなこともございますので、もう十分に神経をとがらせてこのことに当たっていただきたいというふうには常々思っておるところでございます。
次には教職員による体罰、これはオリンピック強化選手にまで波紋を広げておりますし、毎日のように新聞にあるいはテレビで報道されておるわけですが、大阪市立の桜宮高校において生起したバスケットボール部の生徒が体罰により自殺した問題は大きな波紋となっております。オリンピック強化選手の体罰問題にまで発展した。日本の体育教育の根幹までも憂慮されておる事態にまで陥っていますと。
本市における教育現場において言動も含めて体罰事案はありはしないか。こういったようなことも我々市民あるいは保護者とすれば、非常に気になる関心の的となっております。本市の実態把握状況と教育長の所信を伺うものでございます。
- 塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
教育長 永井初男君。
- 永井教育長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えいたします。
議員御指摘のように、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案をはじめ、全国で発生しております体罰事案の状況は、大変深刻であると言わざるを得ません。
本市におきましては、1月末までに市内各学校で実施しました「児童・生徒へのアンケート」におきましては、「殴る」、「蹴る」等の身体に対する侵害行為については、報告が上がっておりません。しかしながら、「教職員の配慮のない言動に傷ついた」と回答した児童・生徒は

複数いましたので、当該校長及び当該職員への指導を行ったところでございます。

もとより議員御指摘のように、教育は、教職員と児童・生徒の信頼関係の上に成り立つものであり、子どもたちの心や体を傷つけるような対応は指導とは言えません。個々の教職員が教育的愛情を持ち、子どもたちの喜びや悲しみに共感し、思いを受けとめられるよう、自己の責任と使命を自覚しなければいけないというふうを考えておるところでございます。

今後におきましても、機会をとらえて、教育者としてのありようについて、指導を重ねてまいりたいと考えております。

今回発生しました自殺事案を受けて、現在、文部科学省から、児童・生徒及び保護者に対して、体罰に係る実態把握をするように指示がまいており学校に通知したところでございます。教育委員会としましては、現時点で、体罰事案は把握しておりませんが、この調査のみならず、今後も児童・生徒や保護者が体罰の訴えや教職員との関係の悩みを相談できるよう、現在各学校に設置している相談窓口の周知を図り、事案の早期発見、解決に努めてまいりたいというふう考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 答弁いただきましたが、まさに教職員と児童・生徒の信頼関係の中でこの辺のところは解決していかないと、という気持ちがいたしております。体罰はもとよりその言動によって子どもたちが大きく傷つくといったようなことで、それもまた一定のいじめの原因にもなっていくといったようなこともありますから、先ほど来、質問を繰り返しておりますけれども、体罰にしましてもあるいはいじめの問題にしても、そういった暴力の問題にしても全部因果関係が裏側のところではかかわっておるんだろうというふうに思われるんですね。ですから、学校の運営に関して、校長先生をはじめ神経をとがらせてあらゆる観点からこの因果関係を解きほぐしていったって、こういう実態が表にあらわれることのないような信頼関係をつくった教育現場にしていきたいというふうに常日ごろから思っています。

時間もまいったんですけれども、大津市では参考までに申し上げておきますが、大津市子どものいじめ防止に関する条例が既に可決されておりますので、これも参考になさったらよろしいかなというふうに思っております。

それと、これちょっと通告には書いておりませんでした、ちょっと気になりましたので、最後1点お伺いします。

本市においては小・中学校の規模適正化、つまり統合についての議論が随所においてなされておるということですが、この学校統合を嫌がって、僕はその学校統合をしてよその学校に行きたくないといって自分の

命を絶った子どもがいるという新聞報道もございましたよね。御存じだと思います。こういったことを含めて、今後とも学校統合を含めた保護者、地域への啓発はもちろんですが、子どもたちに対する学校統合の観点からのケアもしていただきたいなというふうに思っておりますので、最後1点ほどお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、学校規模適正化にかかわりましては、市民の皆さんはじめ、各方面に御心配をいただいておりますのでございます。このことにつきましては、現在市民にお示しをしております5年間の計画の中で鋭意努力をしまいたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の児童・生徒の教育に当たりましては、先ほど議員のお話にもありましたように、本市の実態を、あるいは特性を有効に活用したふるさと教育、そういったことの取り組みの中で現在の子どもたちに不足がちと言われております多様な経験を通して、そしてそのふるさと教育、多様な経験の中には市民の皆さんの参画もいただきながら、子どもたちの健全な育成ということに引き続いて努力をしまいたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願いをいたします。

○塚本議長 以上で水戸眞吾君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時13分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 藤井昌之君。

○藤井議員 15番、藤井昌之でございます。通告に基づきまして、大枠3点お伺いするものでございます。なお、この3項目につきましては中身的には大変幅の広い、また奥の深い問題でもございます。私も余り細かいところまでの質問というのは避けさせていただきたいと思っております。その分、答弁におかれましても明解な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1点目の庁舎内組織の機構改革についてでございます。合併以来、行政のスリム化ということで職員の削減であるとか、また業務の民間委託等を行っております。さらに第2次行政改革に向けての健全化、こういった取り組みもしておられるところでございます。とりわけその中で、障害者福祉環境問題においては法改正をはじめ多種多様複雑化になりつつあります。そういった観点から組織の機構改革の強化が求められているところでございます。

そこでまず1点、障害者福祉課の設置についてでございます。障害者の実態をどの程度把握されているか。また今後の課題と対応策についてお伺いするものでございます。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。最初に障害者福祉課の設置に関して、障害者の実態についてのお尋ねでございます。

本市における1月末現在での、身体障害者手帳の所有者は1,998名、知的障害による療育手帳の所有者は375名、また、精神障害者保健福祉手帳の所有者は249名で、合わせて2,622名の方が障害関係の手帳を所持しておられます。安芸高田市の人口は、1月末現在で3万1,424人でありましたので、人口の約8.3%にあたる方がこれら手帳を所持されていると把握しております。

御承知のとおり、本市には西日本一と言われております社会福祉法人清風会の障害者関連施設が集積しておりますので、その比率が高くなっているものと推察しております。また、障害者のうち約65%は高齢者で占め、介護保険等によるサービスも受けておられます。

本市におきましては、障害者福祉に関する業務は社会福祉課障害者福祉係において所掌しておりますが、たび重なる法改正や県からの事務権限移譲、さらに平成25年4月以降は「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」へと移行し、障害者・障害児の範囲や障害者に対する支援策等も改正されますので、業務も一段と多種多様化、また複雑化することが予想されております。

こうした状況の中、前年度における障害当事者本人やその家族から寄せられた相談は、3,000件以上にのぼっております。これらの相談の中から、地域として解決すべき課題については、安芸高田市障害者自立支援協議会を中心に、その問題解決に向けて鋭意協議を進めているところでございます。市役所における一日就労体験や、平成23年度より実施しております「タクシーチケット助成事業」もこうした取り組みの中から生まれたものでございます。平成24年度においては、障害者の相談体制の整備をはじめ、就労支援体制の充実強化等について、協議をいただいております。

障害者福祉施策は、障害当事者本人やその家族の声を聞いて推進することが特に重要と考えております。今後も、安芸高田市障害者自立支援協議会と連携を密にいたしまして施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

課の設置につきましては、いろいろ次の御質問の環境とか、いろいろなそういう見直しの時期に来ていると思っておりますので、全体とのバランスを考えながら効率のいい設置を考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今、答弁をいただきました。次の環境問題等もございしますが、まず障害者福祉課の設置についての点で再度質問させていただきたいと思いません。

今の答弁の中にもございましたように、本年度から、いわゆる障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということで、障害者総合支援法に改正をされます。中身につきましては、これもかなり複雑な種類もございします。平成25年度から実施するもの、また平成26年4月1日から施行されるものにとわかれておるわけでございます。

とりわけ本市におきまして、この25年度からこの法の改正に伴ってどのような内容が求められているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今、障害者福祉政策につきまして全体のバランスを考えていくと申しましたんですけど、障害者総合支援法というのをもっともっと熟知して次の展開に進めたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思いません。

現在、障害者福祉課を設置されてる市町は広島、福山、東広島、廿日市でございます。よそが設置してるからするというんじゃないし、ちゃんと安芸高田市として対応があれば、先ほど申し上げた旨、しっかり考えていきたいと思いませんので、御理解をしてもらいたいと思いません。

具体的な中身、どういうふうになるかにつきましては担当部長のほうからちょっと説明したいと思いませんので、よろしく願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長兼福祉事務所長 このたびの法改正に伴ってどのような内容が市において求められているのかという御質問でございます。

この法律につきましては、先ほど議員御指摘のように、25年4月1日から施行されるもの、及び部分的に26年4月から施行されるものとわかれてございます。とりわけ今回の改正によりまして、障害者の範囲につきましても改正がされておりまして、制度の谷間を埋めるということの中で障害者の範囲に難病等も加えてございます。

また障害者の支援区分の創設、これにつきましては26年4月の施行でございますが、障害程度区分について障害の多様な特性、その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改めるものでございます。

また、障害者に対する支援につきましても重度の訪問介護の対象の拡大、あるいは共同生活介護ケアホームの共同生活援助への一元化、さらには地域支援の対象拡大等もございします。また、地域生活支援事業の障

害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業につきましても今回定義をされたところでございます。さらに、このサービスの基盤の計画的な整備というような中では、障害福祉サービス等の提供体制にかかる目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項につきまして、障害福祉計画を策定していくということになっております。従いまして、当面はこうした計画の策定等に向けて事務を遂行してまいりたいと考えてございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今市長のほうからこのたびの法改正の内容を熟知して、今後、課の設置についても考えていきたいという御答弁がございました。

冒頭の答弁の中でもございましたように、本市につきましては西日本最大と言われる清風会という施設がございまして、それによって身体障害者であるとか、精神障害者、知的障害者の方々が2,622名おられるわけでございます。

私も合併前から旧吉田町につきましても、当然清風会もあったことですから、いわゆる我がまちとして障害を持たれた方々と、いわゆる健常者である我々が支え合っていかなければいけない。そういう社会、まちづくりを築いていかないといけないということは私も何度か質問をさせていただいたところでございます。とりわけ人口の約1割近いこういった方々がいらっしゃるわけでございますし、今担当課、担当係として具体的に取り組んでいただいているということも私は承知をしております。係そのもの自体が7、8名、職員がかかわっておられると思います。これも一つの課としてもそこらあたりまでの職員数も配置して取り組んでいるわけでございますが、しかし他の市町から比べると、今申し上げたように、そういう施設があるために、いわゆる障害者の人口がふえているということは、市にとってもこれから対外的に向けてもその障害者のための施策をこれから新たな法改正のもとで組んでいくわけでございますので、そういったシステムをきちっと構築するために私は課の設置というものが必要ではないかというふうに思っております。

再度、そこらあたりの市長の御見解と、さらに先ほど武岡部長のほうからも今回の法改正に基づいての中身の説明もございましたように、今回の制度の谷間を埋めるべく障害者の範囲に難病等を加えるという項目もあるわけでございます。本市で難病にかかっている方の把握ができていれば、御報告をいただきたいとこのように思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 障害者福祉課とかいろいろな課題がございすけど、実は私も市長当選以来、この組織改正については今まである組織を準用してきたつもりでございますけど、いろんな法改正とか環境問題とか、いろんな私が言ってる人権の問題とかございすので、ちょっと改めて、今行革をやっ

てるわけでございますけど、安芸高田市にとってどういう組織がベターかということはちょっと検討してまいりたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。またそういう時期に来ているんじゃないかと今思っております。合併してからその時はその時の事情で決められたわけですけど、現況はかわっておるかもわかりませんので、こういうことは検討としてしっかりと捉えていきたいと思いますので、御理解してください。

次の環境問題もまたこれ同じようにかかわってくるので、踏まえまして安芸高田市としてよい組織がということは、私もそういうことは足元に置かんように職員ともども一緒に考えていきたいと思いますので、結果はここでお約束できませんけど、検討するということだけは約束したいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

また難病の把握ということでございますけど、わかっておれば担当のほうから説明いたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長兼福祉事務所長 難病の状況について掌握しておるかということでございます。この障害の定義に新たに難病等が加わったわけでございますが、この難病の定義につきましては、治療方法が確立していない疾病、その他特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度であるというふうになってございます。具体的にそういった難病等について現在今のところ、手元のほうには資料を持ち合わせてございませんので、必要に応じて、後ほどまたお届けさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 急遽のことですとありますので、その分は理解をさせていただきたいと思っております。

続いて次の環境問題も関連がございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

再生エネルギーの取り組み効果と今後の方向性は、また環境基本計画の進捗状況等についてお伺いをいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、先ほど水戸議員にもお答えした通りでございます。全般的にはおくれましたけれども、事業化に向けた調査を行っているところでございます。

環境基本計画の進捗状況につきまして、安芸高田市は、平成22年3月に「安芸高田市環境基本条例」を制定いたし、平成23年3月には「安芸

高田市環境基本計画」を策定して、平成32年度までの10年間を計画期間として取り組むこととしております。

平成23年度から、この「環境基本計画」の実施計画となる、「あきたかた環境未来8策」と名づけた8つの重点プロジェクトを具体化させる取り組みを始めたところでございます。平成24年6月に、最重点である「環境基本計画」の推進のための主役となる、市民を中心とした核組織として「環境もやい安芸高田」を立ち上げ、「水辺の教室」活動や生活雑排水の浄化に向けて市内の下水道施設の視察研修、竹林を含む森林資源の活用など、テーマを決めて学習活動を続けておるところであります。

また、10月28日には、第1回「かんきょう祭あきたかた」を開催いたし、環境に関する講演会や「発見」をテーマにエコ体験コーナー、ブース展示や市内外のさまざまな環境活動の取り組みを紹介したところでございます。重点プロジェクトは、少しずつ着実に動き出した状況であります。今後は、平成23年度からの前期5カ年の中で、年次計画に基づき、見直しをかけながら市民の皆さんの協力をいただきながら、推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 この環境問題も大変幅が広く深いものでございます。今回の一般質問におきましても、他の同僚議員からもこういった環境問題の質問が何件か出ているところでございます。

私もこの環境基本計画も資料だけでもこれだけの資料があるんですね。私も中身を細かく見させていただきましたけど、大変複雑な内容にもなっております。今、答弁の中でもありましたように、「5かは」、いつというのは5ですね。「“5かは！”日本一の環境もやいのまち安芸高田」ということで、「和やか」「滑らか」「円らか」「健やか」「細やか」というこのテーマも設けておりますし、先ほど市長からもございましたように、「あきたかた環境未来8策」というこういった項目も出ております。1項目の中にもかなり細かく書かれておまして、その中ではスケジュール表ということで実践開始、あるいは実践年度を示しておられます。ここらあたりの内容につきましては、今回は避けさせていただきたいと思っております。

いわゆる先ほども質問させていただきました、障害者におきましても今のこの環境におきましても、もう中身がとにかく多種多様、複雑化になってきているわけでございますので、こういったことを市の行政としてできるだけ専門的かつ中身を具体的に進めていかなければいけないということで私は合併以来、スリム化ということで職員の削減等に取り組んでおられるということも私はよく理解をしてるつもりですが、しかしこの環境問題についても一昨年前の東北の大震災から、いわゆる再生エネルギーということで全国的、世界的に今関心が高まってきているわけでございます。しかし、そうは言っても元を正せば、いわゆる京都議定

書のCO₂の削減でこの環境問題というのが取りざたされている。そのことについて国レベルでなくして各地方の自治体もその重要性というものを認識しながら積極的に地方の自治体も市民とまた企業とも協力し合いながらこの環境問題に取り組んでいくという大きな前提があるわけですよ。そういった中で本市につきましては市民生活課の中でこういった環境施策に取り組んでいるわけですが、広島県14市ございまして、私も各市の組織機構の調査をさせていただきました。本市を除いて全て環境部、環境課というものが設置されているわけですね。設置されていないのが本市だけです。そういうことを考えると、この環境問題に取り組む姿勢というのですか、そういうものが私は問われてくるというふうに思っております。そこらあたり市長の御見解はどうなのか。先ほど申し上げたように、障害者もいわゆる中身を熟知して今後の対策に取り組んでいきたいという御答弁がございましたけれども、私はそういう県下の各自治体の実情を見ても、本市は1歩も2歩も3歩もおくれてるんじゃないかというふうに懸念しているわけです。そういったところの市長の御答弁をお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 環境問題は非常に大事な問題なので、御指摘のとおりでございます。今先ほど申しましたように、合併以来の組織を今継承しているっていうことなんで、こういう検討の時期に来ているっていうことをさっきの障害者の問題でも同じでございます。

環境の問題につきましても、今までやってきたことを継承するんなら今でもいいじゃないっていうことなんで、これから、例えばさっきのエネルギーの問題とか、それからゼロエミッションの問題とか。

それから、先般、九州に行ったら下水道処理場がなかったと。資源再生場になってるように、もう意識が違うんですね、九州に行くと。我々もそういうことはしっかりと認識していかなくちゃいけないと思っております。今まではどういうことをこれからやっていくんだという骨組みをしっかりとやって組織づくりと思ってるわけでございますけど、これが組織つくらんとできんということであれば、やっぱりこういうことも考えていかないとかないけないと思っております。

ごみも、私が市長になったときにごみという意識が市内にないんですね。甲田町では一部ごみの分別をやっておられましたけど、ごみっていったら畑に埋めるんだとかいうように、そういうような市民の意識からもちよっとかえていかないと。それが徐々に資源になるごみからは浸透しつつあります。ただ、これを進んでゼロエミッションといいまして、ごみを減らすと、生ごみを減らすという対策に取り組んでいかないと。さっき申したように、ごみの資源化、例えば尿の資源化とかいうのに取り組んでいったら、当然到底今の組織じゃ成り立たんということになってきますので、こういうことに取り組むの中で我々もこれか

ら組織を考えていかないけん。一方、行政改革ということで人もしていくわけですけど、こういうことの整合を図りながら、こういう大事な問題についてはこれから考えていかないけんということでございますので、そういうことを今度足元に置かないように、組織についても考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたい。貴重な提言ありがとうございます。決して、このことをほうり投げとるっていうんじやなしに、このことをしっかりとこれから意識をして考えていかなくちゃいけないということでございます。九州とかいろんなよその自治体を見ても、安芸高田市は非常におくれとると思っております。

この間、川口市のほうに行ったら、もうごみの分類を15分類を平気で市民がやるような体制ができてるわけです。安芸高田市も市民の方のこういう協力をしっかりしてもらおうような体制づくりも要るということなんで、卵が先かにわとりが先かじやなしに、こういう問題を意識しながら組織づくりもしっかりやっていかないけん。要るものは要るんだという解釈でこれからもいきたいと思っております。この組織が後になったということはどうこう言うんじやなしに、これからそういうことも考慮に入れながら対策を立てていくんだということで御理解をもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 昨年、ごみ施設、下水、そういったことについて九州のほうへ広域連合の視察として市長も同行いただいて、行かせていただいたわけでございます。本市も今申し上げましたように、一部事務組合としてごみ処理をしているわけでございます。そうは言っても、管理者は北広島町長でございますが、本市の市長としては副管理者という立場でございますが、行政の役割としてやはり私は一歩リードして、そこらをリーダーシップをとってしっかりごみ、下水、そういったものに対しても積極的にリードしていける、こういった立場をしっかりと構築していただきたいという思いも込めております。

また九州におきましては、今ありましたように、この環境問題については全国の中でも特に九州におきましては水俣病という事例もあって、河川の水質問題であるとか、公害問題、そういったものに積極的に取り組まれて、今ごみの問題であるとか、下水の問題にも全国の中でもトップを切ってきていると。

今、再生エネルギーにしても福岡市が地方の自治体では初めてのメガソーラーの事業に着手したということもございます。これからのそういった地方の自治体の役割というものも、また多様化してくる時代というものがまさに今起きているのではないかというふうに思っておりますので、この障がい者と環境の課の設置については積極的に取り組んでいただきたい。このこともこれから私もいろいろと検証させていただいて、機会があれば、また質問させていただきたいというふうに思っております。

す。

時間もあれですので、次の質問に移らせていただきたいと思います。2点目でございますが、職員の健康管理ということで項目をあげさせていただいております。職員の削減に取り組んでいる中でございますけれども、事務の権限移譲等により事務の仕事量というのも大変ふえている中でございます。

そういった中で職員におかれましてもその仕事の多忙化、教職員におきましてもそういった忙しさの余り保護者の対応によるストレスを生んでいる状況でございます。そういった中で精神疾患で休職をやむなくする職員が増加してきているわけでございます。今後、この効果的な予防策に真剣に取り組んでいかなければいけないと思っております。したがって、うつ病などの精神疾患で休職している職員、及び教職員の実態と今後の対応策について伺いますのでございます。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

職員の健康管理について、とりわけ「うつ病などの精神疾患で休職している職員及び教職員の実態と対策について」の御質問でございます。

最初に私のほうからは、市長部局における実態と対策についてお答えをさせていただき、教育職場については、後ほど教育長の方からお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、仕事が多忙であることや、対外的な折衝や対応の中で、ストレスの蓄積により精神疾患に陥ってしまう職員がいることは事実であります。これは近年ふえる傾向にございます。このことは、他の自治体においても同様な実態が報告されるとともに、民間企業におきましても同じ課題が指摘されるなど、大きな社会問題であると捉えております。

市長部局の実態を申し上げますと、現在、長期にわたって休職している職員は、術後の療養者を含め若干名おりますが、その内、精神疾患で休職中の職員は、既に職場復帰のプログラムに基づき、本人はもちろんでございますが、家族、職場の上司や同僚、人事担当の部局などの連携により通常業務に戻れるよう努力をしているところでございます。

議員御指摘のように、大事なことは予防でございます。そのために特に、長時間勤務とならないよう時間外勤務の抑制についてはこの間、取り組みを強化する中、一人当たりの時間外勤務の年間総時間数は、ピーク時から46パーセントの削減を図り、成果をあげているところでございます。また、1カ月の時間外勤務が30時間を超えた職員については、所属長に改善計画を提出させるなど、きめの細かい対応に努めており、そうした意味では健康管理の面からも、全庁的に時間外勤務抑制の取り組みは充実していると感じております。

また、対外的な折衝や対応などにつきましても、特定の職員に過度に

負担が集中しないよう、これは管理職が特に注意を払う必要がありますので、幹部会議などを通して指示をすると同時に、情報を共有しながら対応をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、予防も重視しながら、とりわけ職員一人一人のふだんの様子をよく理解し、把握することに努めると同時に、必要であれば人事担当課において定期的に実施しているカウンセリングを受けるよう促す、あるいは産業医へ相談するなどの措置を早目に取り組むことが大事であると感じておるところでございます。なお、教職員の实態につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○塚本議長 市長の答弁に引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えをいたします。

精神疾患で病気休暇を取得している、あるいは休職している県費負担教職員の实態でございますが、平成24年度におきましては、4名の者が該当をしております。平成22年度、23年度がそれぞれ1名ずつであったことから見ますと、24年度は、議員御指摘のように増加しており、予防策への取り組みを強化する必要があると考えているところでございます。

休職等に至った状況は個別の实態でございますが、早期発見、早期対応が何より必要かと考えております。本人や周囲の職員が早期に不調に気づき、受診等の措置をとることが、早期回復につながると考えております。そのために、管理職による職員面談等を重視し、必要によっては専門医へのカウンセリングなど職員の健康状態を十分に把握するよう、校長を指導しているところでございます。

また同時に、これまで以上に文書作成の簡略化や行事の見直しなど、具体的な業務改善、業務縮減に取り組み、教職員の負担感の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 健康は自己管理ということでございます。しかしながら、今の社会情勢を見てみますと、これも一概には自己管理というわけにはいかない。もう市役所の職員、また教職員におきましてもいろんな対応があつて、その中でまた子どもたちの指導、地域とのかかわり、いろんなことで多忙な時間を過ごしているわけでございます。

そういった中で今教育長の答弁の中にもございましたように、やっぱり早期発見、早期対応という部分も大事だろうと思います。そしてこの精神疾患というのは、それぞれの環境であるとか、また性格等によっても大きく左右されるわけで、なかなかここに原因があるからそれに基づいてこういった心の病を伴うということにはつながってこないというふうにも思っております。

しかし今私が考えるのに、縦と横の連携というものが余りにももやいの精神とよく市長も言われますけれども、そういった同僚関係、また上下関係の中で察知するというのか、少しおかしいかと、疲れてるんじゃないかという段階できちっとそういう対応ができればいち早くそういった病の早期発見にもつながってきますし、そのことによって早期の対応というものも私は十分できるんじゃないかと。今の社会情勢に伴って他人事のように考えつつある、そういったことが私はあるんじゃないかというふうに思っております。

私も市長、教育長と過去4年間にわたっていろんな地域の行事等も参加させていただきました。もう1日に2会場、3会場、次の会場に行けばまた同じ顔だというような形で日曜、土曜、祭日こころも本当に多忙な毎日を過ごされていると思っております。したがって、市長、教育長もまずみずからを律して心の病に陥らないように、私は健康管理に十分気をつけていただきたいというふうに思っております。

このことにつきましては、最終的にはやっぱり自己管理ということを言われますけど、縦、横のそういった連携をしっかりと密にさせていただいて、そして市役所の職員につきましても健康な状態の中で市民とのサービス提供についてしっかりと対応していただき、教職員につきましても健全な状態の中で子ども、生徒たちの指導にしっかりとあたっていただくことを希望しているわけですが、何か答弁がございましたら、お伺いしておきたいと思っております。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

貴重な御提言ありがとうございます。健康第一ということなんで、自己管理と言いながら我々もそういう職場環境、仕事の環境づくりはちゃんとしていかないけんと思っております。健全な状況の中でこの大事な安芸高田市政がうまくいくように、職員ともども一緒に頑張っていきたいと思っております。こういう環境づくりをつくっていかないけんということは、やっぱりこれからも心がけていきたいと思っております。ありがとうございます。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

健康管理に御配慮いただくことに対しまして感謝を申し上げます。

議員御指摘のように、とりわけ学校の教職員ということになりましたら、本人みずからの健康管理のみならず児童、生徒の指導にかかわりまして大きな影響を及ぼしますので、御指摘いただきましたことを参考にさせていただきながら、引き続いて学校教職員の健康管理の指導、あるいは把握にあたっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 ありがとうございます。

この心の病ということにつきましては、これ昨年の12月25日に中国新聞で取り上げられておったことでございます。広島県におきましては123人、全国では5,274人という、こういった心の病で休職されているということもございます。その新聞の後段の中に、懲戒処分や訓告などを受けた教員は4,319人、前年度より15人ふえたと。

理由の内訳は、交通事故が2,606人。そのうち飲酒運転が84人、他に体罰が404人、わいせつ行為が170人、公費や手当の不正が86人とこういったように教職員によるモラルということもこの記事の中にも書かれております。今回はこの件につきましては通告いたしておりませんが、こういった教職員のモラルということも問われている時代でございますので、そこらあたりも含めて今後の教職員の指導の徹底に向けて積極的に取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の問題に移らせていただきます。

限界集落についてでございます。本市における人口の過疎化・高齢化の進行は、地域における集落機能や社会活動の低下を招き、農地・山林などの地域資源管理の問題が深刻化しております。このままでは、限界集落がいずれは消滅集落に発展していくことが危惧されております。早急に、限界集落への対応のあり方や集落機能の維持、再生方策、地域資源管理の方策について検討する必要があると思います。

そこで、限界集落の定義に基づいた実態と今後の課題・ビジョンについて伺います。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の質問にお答えいたします。限界集落の定義に基づいた実態と今後の課題・ビジョンについてのお尋ねであります。

いわゆる「限界集落」は、「小規模・高齢化集落」とも言われておりますが、明確な定義が確立しているわけではございません。一般的には高齢化率が50%以上で、戸数19戸以下の集落を「限界集落」。また、高齢化率70%以上で、戸数9戸以下の集落を「危機的集落」と言われております。

高齢化率は、年齢65歳以上を対象に算出いたします。65歳といいますが働き盛りの方もいらっしゃいますので、実態に合わない場合もあるかと思いますが、この基準により安芸高田市の実態を見ますと、平成24年4月1日現在で528の行政区のうち、「限界集落」が63行政区、「危機的集落」が11行政区となっております。

これらの集落におきましては、基幹産業である農業では、農作業や水の管理ができないことや、鳥獣害により生産意欲が減退し、耕作放棄地の拡大といった問題もございます。

また集落活動におきましては、恒例行事・伝統行事の維持、集落によ

る葬儀が困難となるなど、深刻な問題となっております。こうした問題の原因は、少子高齢化による人口減少が大きな要因と考えており、今後本市においてはこのような集落が増加していくことが予想されております。

市といたしましては、集落の特性を大切に、住民の協力を得ながら問題解決に今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井議員に申し上げます。発言の残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただきますようお願いいたします。

藤井昌之君。

○藤井議員 この限界集落でございますが、これから本市にとりましても重要な問題であると私はこのように思っております。

広島県の人口推移を見てみますと、平成47年には約50万人減少と言われております。約20年先です。50万人と言いますと、ちょうど広島県の福山市が約46万6,000人の人口でございます。この福山市の人口に匹敵する減少ですね。いわば、福山市が、一つの市というものが、20年後にはなくなると。本市の人口が3万少しですから、本市に値すると何個、安芸高田市がなくなるのかということを見ると、本当に大変な事態というものが起きてくると思っております。こういった状況の中で、いわゆるこの限界集落という問題は大変大きなものがあるかと思っております。

それで次の行政として、ここらあたりの支援策についてお伺いしたいと思っております。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

行政として、この支援策をどのように考えているかとお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたとおり、「限界集落」については、非常に深刻な問題であると認識いたしております。私は1期目の市長就任以来、人口減少に対する対策が重要であるとの認識から、さまざまな施策を展開いたしているところでございます。

「市民総ヘルパー構想」による地域や隣近所の共同体としての意識の向上、「多文化共生」による外国籍市民の御理解と交流、「お太助バス・お太助ワゴン」などによる公共交通の確保、「自主防災組織」による自助・共助・公助に対する意識の醸成等々でございます。また、現在整備を進めております「光ファイバー網、お太助フォン」の整備につきましても、行政情報の伝達のみならず、高速情報通信網の整備により、企業誘致や若者定住対策として実施をしているところでございます。市民の皆様の御理解・御協力を得て、これらの施策を着実に定着・充実してまいることがこの施策の対策になると考えております。

なお、支援につきましては、そこに暮らす皆様方の御意見を聞くとともに、地域、集落の特性を大切にしながら、安心して暮らせる地域となるよう対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 時間もなくなりましたので、我が地域のことは我々の手でということで、今日までいろんな地域間でやってきました。しかし、高齢化、限界集落ということでそのことが大変危惧されている状況でございますので、そこらあたりまたしっかりと消滅集落にならないように、もうこれ3年、5年先にはこういった状況はもっともっと膨らんでくるということでございますので、そこらの対応をしっかりとさせていただきようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上で、藤井昌之君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 先川和幸君。

○先川議員 10番、無所属、先川和幸です。先に提出しました通告書のとおり、大卒3点について市長にお伺いいたします。

さて、浜田市政の2期目も早一年を迎えようとしています。1期目にまかれた数々の種が着実に目を出し、とりわけこの時期にしかできない大型事業が完成の時を迎えております。市長と職員の皆様の一丸となったこの御努力に対し、正直敬意をあらわすところでございます。

国の政権も「コンクリートから人へ」の民主党政権から、「強い国日本」を目指す自民政権へとかわりました。まさに激動で先行きの不透明な時代ではございますが、市長のよく言われるところの、「どのような世になろうとも安芸高田市民は守る」という強い信念に大いに期待するものでございます。ことしは巳年。脱皮しない蛇は死ぬと言われます。脱皮し、本市の大いなる飛躍を期待するものでございます。

さて、1点目。安芸高田市観光協会の設立についてでございますが、安芸高田市総合計画の観光振興の指針に基づき、平成20年度に安芸高田市観光振興計画が策定されました。その中には、市全体を統括する観光協会の組織の必要性が示されております。その後、安芸高田市商工会と市当局の間でいろいろと検討され、このたびの施政方針にも掲げられているとおり、設立の運びとなっているところでございます。

そこで市長にお伺いいたします。神楽の東京公演等で広く安芸高田市の名前が報道される中、一方で少子高齢化の波をもろに受け、今や人口3万人を割ろうかという現実もあります。こういう中でこれからの観光協会の方向性と市のかかわり、つまり支援策について市長にお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 ただいまの先川議員の御質問にお答えをいたします。
安芸高田市観光協会の設立につきましては、「安芸高田市観光振興計画」で、その必要性が求められております。
- 安芸高田市の観光客数は、平成17年の214万人をピークに減少をしており、平成23年は34%減の141万人でありました。観光客数の減少は、飲食や交通、物販など地域の産業に大きく影響いたします。
- 市内には、自然や文化・歴史遺産、伝統芸能、スポーツなど、多様な魅力ある観光資源が数多くございます。安芸高田市の観光振興は、こうした市内全域の観光資源をつなぎ、効果的な情報の伝達により交流人口の増加を図り、観光分野を軸とした地域の経済振興とともに市民の誇りに結びつくことが重要であると考えておるところでございます。そのため、安芸高田市の観光振興を専門的に考え、市内各地の観光資源や関連組織をつなぐ機関として、また、観光情報発信の窓口の一本化を図るため、現在、新たな観光協会の設立に向けた取り組みを進めておるところでございます。
- 観光協会への支援につきましては、観光を通じた地域経済の活力の再生に繋ぐため、継続的な支援が必要であると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
先川和幸君。
- 先川議員 安芸高田市の特徴は、先ほど市長さんもおっしゃいましたが、歴史においては毛利元就、神楽・田楽等の伝統芸能、スポーツにおいてはサッカーのサンフレッチェ、ハンドボールの湧永レオリック。また最近にわたっては脚光を浴びようとしている甲立古墳。また3月に入りますと、早春の花、かたくりの花が咲き、しょうぶの花、初夏には蛍が舞い、カジカが泣き、シカはいつでも見れるという自然に大変恵まれているところでもあります。元気な安芸高田市の実現のためにも観光による交流人口の拡大が必要であり、観光協会の役割は非常に大切と思っております。
- 先ほどの水戸議員の質問にもありましたけど、私もこの問題は一つのセクションだけではなく、農業、林業のセクションにおいても前に観光あるいは体験ということをつければ、観光農業であったり体験林業となりますので、横軸にしっかりとしたくさびを打ち込み、交流人口拡大に向けていく必要があるかと思っております。市長の御所見をいま一度伺いいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。まさしく同感でございます、先ほど減少していると言ったんですけど、実は東京の神楽公演以来、よそのまちは下がってるんですけど、安芸高田市は微増してます。ちょっとだけ。ほんとだったらどかんと下がるところがこういうこともあるので、ただそれだけじゃ困るので、来た人をいかに今度はこちらへとどま

っていただくかという施策の展開が必要でございます。

私も今月号のコラムにも書かせてもらいましたが、神楽の効果というものをやっぱりうちの産業とか観光事業に結びつけないと何のことかわかりませんので、こういうことを皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。幸い、箱根を越えて来てやろうという人も見られますので、こういう方をいかに今度は安芸高田市のほうへ滞在してもらおうかということでございます。ホテルをつくってとか、バスを回してとか、今までの施策じゃなしにふだん着でつくってみたいと。

例えば、住民の方々が迎えに行くと湧永庭園とか神楽とか郡山城を見てから、また地域のオプションである、場合によってはかたくりの里を見てとか、そういうようなものの観光資源を生かしながら、満足していただけるメニューが、これこそ安芸高田市のバージョンだと思っております。私も今度はふだん着でぶつけ合うほうが一番いいんじゃないかと思ってます。

私も大河ドラマで毛利元就のときにはホテルをつくってからということをよく考えとったんですけど、この間観光業者に聞いたら、ホテルなんか泊まるなら田舎に泊まりゃせんと、リーガロイヤルに泊まりますって言うておっしゃるんです。ここへ泊るなら、やっぱり田舎のにおいのするところですね。いわゆるちしゃもみが料理で食えるようなところがええということなんで、まんざら捨てたもんじゃないと思っておりますので、こういうことを心がければ、また大きな観光振興につながるんじゃないかと思ってます。

また、この協会によって今までいろんな情報が分散してます。どこで泊まったらいいんかとか、どこどこに何があるんかというような情報提供もやっぱり一カ所でするような仕組みづくりをしていきたいと思っております。このことがやっぱり今後の甲立古墳に生きてくることになるし、神楽へ生きてくることになるし、毛利元就に生きてくるということにつながると思いますので、御理解を賜りたいと思います。いろんなことを手づくりのもてなしで、心でもてなしで、この安芸高田市のいいところを全国に広げていきたいと。幸い、安芸高田市は全国的にも大体位置的なイメージは与えとるんで、これから先どうなるかというのは、我々の今度是对応の仕方と思っておりますので、しっかり考えていきたいと思っております。議員さんらもいい意見があったら、また協力していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 観光業界もできて投げるといってはなしに、しっかりとした支援策をよろしく願いたいと思っております。

次に移ります。PM2.5対策についてお伺いいたします。大気汚染が深刻な中国からの飛来物質PM2.5、つまり微小粒子状物質について、ことしに入りにはわかに報道されているところであります。呼吸器や循環

器に持病のある人、また子ども、お年寄りにはまことに不愉快で、かつ不安なことでもあります。

現在、環境省では専門家チームによる指針の検討をされていると聞きますが、これに対する新しい情報と今後の市の対策についてお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

大気中における浮遊粒子状物質の発生源は火山活動や工場、自動車等と言われております。この浮遊粒子状物質の中でも粒径2.5マイクロメートル以下の特に小さなものを微小粒子状物質PM2.5といい、肺の奥まで入りやすいため健康への影響を心配しておるところでございます。

平成21年9月、微小粒子状物質に係る環境基準により、「1年平均値が、1立方メートルあたり15マイクログラム以下であり、かつ、1日平均値が1立方メートル当たり35マイクログラム以下であること」と定められました。広島県内では10カ所でPM2.5の濃度を常時監視しており、広島県や環境省のホームページで1時間ごとの測定結果を速報しておるところでございます。

安芸高田市に最も近いところでは、三次市十日市町の三次林業技術センターで測定をされております。1月13日に1日平均値が1立方メートル当たり37マイクログラムを記録し、1日平均値の環境基準の35マイクログラムを超えたところであります。「すぐに健康に影響が出るレベルではない」とされておりますが、じわじわと市民の皆さんの不安は広がっているものと認識しております。

環境省は先日、対策指針を2月中にまとめ、自治体との連絡会も発足させる方向で検討されておられます。どれくらいの濃度になれば注意報や警報を出すのか、出た場合にどう行動すればいいのかなど、いたずらに不安をあおるのも考えものであり、国から具体的な目安が示される必要がございます。

今後、市の対応としては、呼吸器系の疾患をお持ちの方や不安な方は、窓を閉めて濃度の高い日には外出を控えること、マスクの着用など、広報紙やホームページ、有線・無線放送などにより注意喚起を行いたいと考えております。また4月からは、お太助フォンも活用し、さらなる情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。いずれにしても、国から具体的な目安が示されると思いますので、この状況を見ながら次の対策も考えていきたいとかように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ありがとうございます。

テレビで中国の状況を見てみますと、一昔前の日本を見ているようで、

短期で改善されそうにもなく、外務省も中国政府に改善要望を出しているようでございますが、改善されるにはかなり時間がかかると思っております。

先ほど市長さんがおっしゃいました、エコ広島環境情報サイトによりますと、広島県で10カ所、この近くでは三次林業技術センター内にあると。毎日、データを測定しとるので、公開しとるので、それを見て用心してくださいということだと思っておりますが、本市の場合はお年寄りもいらっしゃいますし、その情報を先ほどおっしゃいました、この4月から施行されますお太助フォン、そういうもので危機管理という点からも流していただけるというふうに理解いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

本市は、健康倍増計画なるものを打ち出されており、市民の健康を守るという面からも国と県、連携し真剣なる対処をお願いし、次に移らせていただきます。

次に、空き家対策についてでございますが、この件は次に秋田議員の質問にもありますように、同じ質問が2件となるということは、それだけ市民の関心があるということだと私は思っております。

我が向原町では9つの振興会があり、その連合会の会議が月1回程度開催されております。その中に支所長、地元議員2名も入り、3者で懸案事項を協議しておるところでございます。その中にこのたび、空き家問題が入っておりましたので、空き家について御質問をさせていただきます。私たちの地域では空き家の問題が大きくわけて2つあるかと思っております。

1つは昔の所有者はよく知つとるが、今だれが相続しとるのか、所有者がだれなのかよくわからず、市に問い合わせても個人情報壁が厚く、手の施しようがなく、ただ朽ち果てるのを待つ空き家があります。これは周囲に危険を及ぼし、また動物の棲みかとなっている現状があります。

今1つは所有者ははっきりしておりますけれど、現在住んでいる家と空き家の2戸を維持するのが大変で、誰かに貸してもいいのだが、仏壇をはじめ家財があり、その保管場所がないという空き家があります。

そこで、市は現在、空き家についてどのように把握され、この問題についての課題は何か、さらに今後どのようにされようとしているのか、お伺いをいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

空き家の状況と今後の対策についてと同時でございますので、一緒に答えさせてもらいますので、よろしくお願い致します。

まず、安芸高田市の空き家の状況でございますが、平成22年度に実施いたしました調査では、吉田町を除く周辺5町で、2地域居住を含め660件余りの空き家がありました。

空き家情報バンクにつきましては、平成17年度より制度をスタートいたし、空き家物件の登録及び希望者への物件紹介を行ってきたところでございます。現在まで延べ35件の登録があり、うち15件が希望者との間で契約が成立しております。現在では、登録の取り下げなどもあり登録物件数は6件となっております。なお、旧町別の内訳は、吉田町・八千代町が各2件、甲田町・向原町が各1件となっており、そのうち4件が売却希望、残り2件が賃貸希望をされております。状況については以上でございます。

次に、空き家バンクに関する課題でございますが、市内の空き家件数に比べて、登録件数が6件と少ないということでございます。

市内の空き家に移り住んでいただくための取り組みとして、まずは空き家バンクへの登録件数をふやすため、空き家の所有者へ制度を広く周知広報することが必要であると考えております。

また、民間取引の不動産契約に行政が積極的にかかわることは難しく、持ち主と希望者との間でトラブルなく円滑な契約事務を可能とさせるため、宅地建物取引業者が双方の仲介に入るなどの体制も必要があると考えております。

新年度から、この空き家バンクの事務を建設部住宅政策課へ移すことで、住宅を求めている方々に対する「住まいのワンストップサービス」として取り組みを強化いたします。とりわけ空き家バンクにつきましては、宅地建物取引業者が、空き家所有者と定住希望者との仲介に入ることで、一層有効活用を図りたいと考えています。また、空き家を活用した定住を促進するため、新たな具体的な施策として「空き家再生事業補助金制度」を施行することにしていきます。御理解を賜りますよう、お願いをしたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 平成22年度の空き家件数が660余りという御答弁でございました。今やっぱり果たしてこれがどういう状況で把握されているのか、空き家の定義も明確でないわけでございますので、セカンドハウスのようなのも空き家と言えれば空き家でございますし。ただ、私のほうの周辺を見ますと、空き家の予備軍がかなりありまして、これから増えても減ることはないと思っております。従ってこういうような状況の中で施策をきっちりと立てなきゃいけないと思っております。

先ほど市長さんがおっしゃいました、所管を住宅政策課のほうに移したり、あるいはそういう改修にあたっては一部助成を今年度からやるといってお話でございますが、この前にやはり空き家の実態をよく把握しないと、先ほど限界集落の話もありましたけれど、非常に難しいと思うんですね。私ちょっと提案といたしますか、お尋ねしたんでございますが、3つあります。

1つは、空き家の実態をどうしても把握する必要がある。それにはや

やはり地域の実情を熟知した人の協力が必要であると。結婚サポート云々でありますけど、空き家サポーター的な振興会単位になるかどうかわかりませんが、やはり地域の実態をよく熟知した方が空き家の確認をします。そうすれば、あの家はだれが相続して、あの家はだれが管理しとるとというのがよくわかると思うんですね。

それと、やはり相続問題でどなたが相続されてるかわからないと、その家に住んでおられないという、ただ朽ち果てるのを待っておるというのも随分あります。そういう意味ではやっぱり所有者の管理責任っていうものは明確にしないとイケない。ただ、個人情報云々でなかなかその壁が厚いわけでございますが、やはり代執行もできるというような法の整備も私は必要ではないかと思っております。というのが、非常に危険なんですね。道を歩いていても瓦がいつ落ちてくるかと。道っていても県道とか大きな道については行政もタッチしてくれるわけですが、通常里道とか小さな道の横に立っている空き家については非常に危険であるということもあります。そういう意味で代執行もできるぐらいの整備は必要なんではないかと思っております。

もう一つは、荷物を保管する場所でございますが、中に荷物があるとなかなか難しいと。そこで現在、公共施設の空き施設が、しかも鉄筋コンクリート製の空き施設がかなりあります。こういうところの利用がなければ、一時的にでもワンパックの、いわゆる保管場所の確保。またそこに移動する費用の一部補助等を行えば、空き家バンクの戸数も、660からある中で10件足らずの空き家バンク。今まで整備されておるんかという、もう50件近くになるんかもしれませんけれど、それにしてもやはりこの促進は少ないと思いますので、そういう空き家の実態を、地元の実態がよくわかる人の御協力を得て、その中でいわゆる空き家の所有者の管理責任を明確にして、それもちょうとやらなければ代執行もできる法整備をしていただく。

そして、一方では仏壇も含めて荷物の保管する場所を確保してあげて、その費用の一部でも助成をしてあげるといふシステムをつくれれば、とても有効利用活用が図れるものではないかと思っておりますが、市長さんの御所見をお伺いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。この空き家は、安芸高田市に定住してもらうのに大きな武器になると思うんですね。

先般、私広島市に招かれて行ったら、やっぱり広島市の人も空き家がいいところがあるなら、コンクリートの中じゃなしに田舎へ住みたいと。住んで、自分で食べるキュウリとかなすびをつくったり、それから花をつくったり、こういうことをしたいという人がいっぱいおられるんですよ。条件を整えば人口の定住には莫大有効だと思います。

ただ、今まで我々も私も含めてちょっと怠けとって、個人の申請主義

だったんですよ、どこもが。1件か2件というのはあっても個人が申請主義だったもので、なかなか件数アップしてないと。議員御指摘のように、いっぱいあるんだから、これを具体的にちゃんと聞いて、どういう課題があるのかとかということを知ったら、この数は一桁違ってくると思いますが、こういうことはしっかりやっけていかないと。これをみな定住対策の武器にしていきたいところですね。

もう一つは、おっしゃるように、修理費がかかるとかプライバシーの問題とか、これを早急に決めて、行政我々いうと、仕事すまいと思って先にこっちをいうのが行政あるんですけど、そうじゃなしに、まちづくりのためにさっきのような条例改正を含めた危機管理上の問題があるところはしっかりやっけていかないと。思っています。

また荷物を保管するところとか、仏壇の問題というのは、これ先進のところを見たら、仏壇があるからなかなか人に渡せんとかいうこともおられますので、こういうことも仏壇とか荷物を含めて、この方法についても検討して行かないけんと思っています。1、2、3、貴重な提言でございますので、検討していきたいと思っています。これは大きな課題なので、どうしていくかというのは。調査も徹底的にかけようとしておるんですけど、農業委員会の方々にもしっかりやっけてくれというのに、なかなかこのことについては熟度が上がらんで、どういことをしたらちゃんと情報が入ってくるかということも真剣に考えていかないと。これずっと今までそこを本気でやれば成果が出てくると思っています。このことは安芸高田市の人口をふやす、また定住をふやす、大きな一つの施策の展開だと思っていけば、大きな成果も出てくると思っておりますので、ありがとうございました。こういうふうにするとは申しませんが、今の提言をちょっと検討させてもらいますので、どうかよろしく願います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ありがとうございます。どうぞよろしく願います。以上で質問を終わります。

○塚本議長 以上で、先川和幸君の質問を終わります。

この際、14時45分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 14番、政友会、秋田雅朝でございます。大卒3点について通告いたしておりますので、質問をさせていただきます。

まず1点目の空き家対策についてでございますが、先ほど先川議員さんのほうの質問もございまして、かぶったという形でかぶったのを続けてということで大変恐縮いたしておりますが、ある意味御配慮いただいたんですが、私なりの質問ということで、重複しないような質問にしたいと思っておりますが、重複する場合は御容赦願いたいというふうに思います。

空き家対策について、私の場合は2点。先ほど先川議員さんもおっしゃいましたけれども、2つの観点。1つには受け入れる側の空き家対策と老朽化した空き家と。2つの観点について伺いたいというふうに思います。

1点目といたしまして、空き家再生事業の取り組みについてということでございます。人口減対策の一つとして市外から市内に人を集めるために、外からの人の受け入れ体制の充実を図り、空き家を活用した取り組みにより地域の活性につなげていくということについてでございます。新規事業として空き家再生事業補助金を創設され、施政方針においては空き家の有効活用を図り、新たに安芸高田市への定住を目的とすると述べられておられます。私は目標達成にはまず何よりも定住促進対策の充実が重要と考えます。また先ほどございました、空き家バンク制度のさらなる活用を図り、この事業における目標数値等の設定をして取り組んでいく必要があるのではないかとこのように考えますが、こういった取り組みをお考えか、市長にお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。空き家の再生に関する御質問でございます。先ほどの質問と重複した場合は御了承してもらいたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

市内の空き家件数に比べて、現在の空き家バンクへの登録件数は、わずかに6件となっております。また、目標数値の設定につきましては、今年度の空き家バンクへの登録件数の目標を5件と設定する中、既に目標を上回る7件の登録がございました。登録取り下げ等もあり、現時点の紹介可能物件数は6件となっております。これ絶対多いとは言えないので、全体は600何ぼあるわけですから、非常にこれ少ない目標設定をしておるわけですからいいとは言えませんが、現在は6件となっております。

先ほども申しましたが、新年度から、この空き家バンクの事務を建設部住宅政策課へ移しました。住宅を求めてられている方々に対して「住まいのワンストップサービス」として取り組みを強化するつもりでございます。とりわけ空き家バンクにつきましては、宅地建物取引業者が、空き家所有者と定住希望者との仲介に入ることで、一層有効活用を図りたいと考えております。また、空き家を活用した定住を促進するため、新たな具体的施策として「空き家再生事業補助金制度」を施行することとしております。御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま答弁いただきました。空き家バンク制度については、先ほど詳しく数値的なものもいただきましたし、目標に対して7件ということで設定は少ないということではございますが、一応達成しているということではございました。

私のほうで思うことは、何よりもこの安芸高田市への定住ということでこの事業を始められて、この事業を成功させるには必ず人が来なくてはならないということがまず大事、市長さんが先ほども申されたと思うんですが、そのための対策はいろいろな対策があると思います。それなりの対応として考えていく上では、私は例えば、先ほど来ございました、未来創造事業であったり、そうした中では農業体験を通じての住居の確保、いわゆる空き家バンク制度の活用というようなことも未来創造計画の中には書いてございました。そうしたことを充実させることで人が来なくてはこれは成り立たないような気がしますし、目標設定として先ほど数値も上げられましたが、今年度200万円の予算で5件ですか。これが今後恐らく成功していただかなくてはならないけれども、これをふやしていくってどんどん大きくしていくという形で、この施策が充実していくという思いがあります。そうした中で、私も近所に1件の空き家を借りて来られた若い夫婦がいらっしゃいます。その方のお話を伺ったら、子どもさんが5歳と4歳で、いずれこれでは狭いからもう少し大きなところにかわりたいんだけど、御配慮お願いしますというようなことも伺っていますので、そうしたときにこの制度を活用して空き家を修繕して入っていただくという形がどんどんふえてくれば、これが大きくなっていくというふうに考えるので、そうしたところのことを今後とも続けていただきたいと思うんです。

空き家バンク制度については、先ほど先川議員さんも提案を3件もされましたが、これは安芸高田市の仕事目標ということでホームページに出ておりましたけれども、竹本部長のほうで出されたんだと思うんですが、まちづくり委員会及び地域振興協議会と連携することにより登録物件の充実と活用推進を図るというふうなことが書いてございます。まさしく先ほどおっしゃった、そうした地域を熟知した人でこの施策を充実していくということにつながると思うんですが、ここらあたりのことを再度、今後の取り組みとしてどのような形で取り組まれていくか、再度お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの先川議員さんの御質問にお答えいたしましたけど、これは定住化対策で大事な大きな手法だと捉えております。600何件あるうちの6件と云ったら非常にこれもまだまだやっていけないけん課題でございます。

先ほど申しましたように、広島市の方々はこちらに住んでみたいと、住むなら自分の花くらいつくってみたいと。自分の食べるキュウリ、野菜をつくってみたいとかいう方がおられるので、こういう市民の方々に住んでいただくと。また子どもさんと住んでもらえれば、もう莫大な定住対策になるわけです。安芸高田市は今定住対策ばかりの施策をやっているわけですが、なかなか効果の出るものはないわけですが。これほど着実に効果の出るものはないと思います。このことはやっていきたいと。

一つはこの今6件やっていますが、もっともっとこれを開発していききたいということをこれからやっていきたいと思っています。そのためには徹底した、さっきの御指摘あったように、地域のことがわかった人にちょっと協力してもらおうかということもございます。ただ、本人の申し出だけじゃなしに、そういうことをしたいと。

それからもう一つは、先ほど言われましたけど、危機管理上、どうしても危ないところについては条例化してから、しっかりと法令で見守っていくと。安全空き家にしていくということも大事だと思っています。まちづくり協議会、振興会の連携というのは、先ほどの話につながるとは思いますけど、そういう対策を講じていきたいと。このことがやっぱり定住化につながっていくんだということです。学校規模適正化をやっていますが、3人の子どもを地域に住ませていくことがどれだけ効果があるかということ、皆さんが一番御存じなので、こういうことを手段にして大きな事業としてやっていきたいと。こっちから空き家がないですかじゃなしに、こっちから積極的に空き家を探し出して、その有効活用をしていきたいと思っています。こういう需要が非常に都市部にあるということがあるので、これは大事なことだと思います。

これと、耕作放棄地とかあいた農地も活用しながら図っていききたいと思っていますので、御理解をしてもらいたいと思います。これ重点事業だと思っていますので、ただ人任せじゃなしに積極的に取り組む事業だと思っていますので、そういう対策をしていきたいと。まず、行政がしっかりと把握することだと思います。10件とか5件とかいうんじゃないし、そのことが一番だと思います。このことは先般、世羅町の議会でも積極的にやるということをおられましたので、我がまちよりか非常に進んでおるとは思いますけど、それは行政が積極的に取り組んでいると思います。うちが消極的というんじゃないし、さらなる取り組みを強化していきたいということで、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 いろいろとそういった取り組みで進んでいただきたいと思うんですが。

1点、これは少し空き家という形からは遠ざかるかもわかりませんが、提案という形か、私の意見として述べさせていただきたいんですが、高宮にも雇用促進住宅、これ23年度にも買い取るとかというよ

うな話があって、まだ何も進んでないんですけれども、そこにもかなり空き家がございます。これは空き室ですか。30室が2棟ですか、かなりあると思います。そこらあたりは今のリニューアルすべきかどうか、私も詳しく中を見てませんが、そうしたところでそれをある程度安い形での提供をして来ていただくという形が、一つ。

それから最近、シェアハウスとかいうような形で県内でもいろいろあるというふうに新聞報道で見させていただいておるんですが、これはもっと大きな先の話になるかもわかりませんが、統廃合の話で学校なんかもあいてきますけど、そうすると体育館であったり広い校舎であったり、それはいろいろ使い方があるかもわかりませんが、その一つに集合住宅というか、何人かは一緒にそこで生活をしていただくような形のものもあってもいいんじゃないかというような思いがしておるんですが、そこらあたりの市長さんの見解をお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 高宮の住宅につきましては、一応国に対しては使い道はないと言わないと、金を出していただきますので。ただ、担当レベルでは最後の住宅、いわゆる冬場に老人の方に集まってもらってそこに住んでもらうとか、集合ハウスですね、シェアハウスでしょうけど、こういうようなことは担当レベルで考えております。どっちにしても向こうのほうは、いる言えは高くなるしいらん言や安くなるということなんで、そこは駆け引きでございますので、これは議事録に残しても何も言えんですけど、こういうことがございますので、御理解をしてもらいたいと思います。どっちみち結論を出さなくちゃいけなくなりますけど、国に対する答弁とすれば、一つは使い道はありませんという答弁をしたいと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それからいわゆる今の在宅のケア、福祉についても集団生活についてもこれから考えていかななくちゃいけない課題だと思っております。一人で生活されることがいかに危機管理上まずいかとか、本人にとっても非常に辛い思いをされると思いますので、こういうことは福祉のケアの観点からしっかりとしていきたいと。やっぱり皆さんが一緒の場所で集まるということは、都市部でも考えておられます。例えば、冬場だけでも集まろうかとかこういうこともございます。冬はふつうは住宅のことがあってから田んぼのイネの水をやらないけんからおらないけんとかいう人がおられますけど、そういうことも考えていかないけん。

安芸高田市の除雪につきましては、非常に無駄なところの除雪するようになるので、そういう人がちゃんと一カ所に集まってもらえば、合理的な道路管理もできるということもあります。総合的に考えながらやっぱり皆さんの生活を守っていくんだということで御理解をもらいたいと思います。決して、今の住宅をそういう方面で考えてないということではないので、行政も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたいと思っております。

そのためには、今度エレベーターをつけないけんとか課題も出てきますけど、そういうような課題に、住宅を提供していくというのはひとり暮らしの方には大きな課題だと思います。御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 次の質問に移らせていただきます。老朽化した空き家対策についてということでございます。先ほどとこれは重複するかもわかりませんが、これはきょうはどうしても私もお話をさせていただきたいということでさせていただきます。

高齢化、人口減が進む中で、空き家の増加も考えられます。それと同時に、老朽化していく空き家の課題、例えば母屋の倒壊、建築材の飛散、景観の阻害などさまざまな問題がふえてくるのではという懸念があります。対策が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 老朽化した空き家対策についてでございます。

マスコミ報道でも御承知のとおり、中山間地域に残存する老朽化した空き家は、防犯、防災、景観上の問題等が積み重なり、地域の大きな課題になっていることも事実でございます。このような、防災上周囲に対して危険性の高い空き家や、景観上あるいは衛生上問題のある空き家につきましては、その実態に応じた適切な取り組みも必要と考えております。

具体的には、他の自治体の先進事例や、国・県の指導等も仰ぎながら、検討していきたいと思っております。非常に課題の多い問題でございますので、慎重にやっていきたいと。

先ほど、先川議員もおっしゃいましたけど、どうしても目にあまるものにつきましては、条例とかをつくって安全な住宅にしていくとか、我々の施策を得やすい空き家対策として協力してもらえるんなら、リニューアルするとか制度もございまして、こんなことを有効に活用しながらこういうことも対応していきたいと思っておりますので、御理解をさせていただきたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 この点につきましては、答弁いただきました。全国的にも条例ができております。

とりわけうちのほうの話をさせていただきますと、先ほど先川議員さんもおっしゃいましたけど、地域振興会の総会で、通学路があつてそのすぐ近辺に空き家が2軒あるんですね。確かに木とかがのさってきたのは、切ってくださいと言ったら恐らく切れるかもわかりません。ところ

が中のものに対しては、民地である限りは、行政だってそれは入って構うことはできないということを考えたときに、前にカラスの件で質問させていただきましたけど、やっぱり条例か何かがないとそこには立ち入りして対処、対応ができないということがある限りは、やはりそういうことも考えていかなきゃいけないと。執行部ばかり提案するんじゃないくて、議会のほうも呉市なんかは6月に提案するというふうに報道されておりますし、そうしたことは、先ほどございました、大変危険でもありますし、どうしてもそういったことを検討していただきたいと考えます。

次の質問に移らせていただきます。次に、道徳教育についてということでございます。

午前中に水戸議員さんのほうより、校内暴力対策についてということ。また昨年の9月定例会では大下議員さんのほうからいじめ対策ということで、数値的なこととか内容について少しはお伺いいたしておりますが、問題等もあると認識してます。そうしたことを踏まえて、道徳教育の充実が重要であるという観点から、この質問をさせていただくわけでございます。

本市では、道徳教育については、安芸高田・みつや協育プランでは豊かな心育成事業。安芸高田市少年育成プランでは、社会のルールを守るとして規範意識の醸成としての道徳教育の推進。それから、安芸高田市次世代育成支援行動計画では、健全育成の推進の施策として、豊かな心を育む道徳教育の推進と、それぞれ目標に掲げられまして、学校現場においてはとりわけ各先生方に大変な御尽力をいただいているんだというふうには認識いたしております。

そうした中で、昨今のいじめによる自殺など痛ましい事件が相次ぎ、またさまざまな児童・生徒の問題行動の多発などが見受けられ、改めて道徳教育の充実により規範意識の醸成がいじめ対策、問題行動に対応していくための重要な役割を担うのではと私も考えます。

政府においても道徳を必修科目から新教科という動きが加速していると報じられておりますが、今後の本市の対応、また本市においてのいじめ、問題行動にこれまで取り組んでこられた道徳教育がどのように成果としての役割を果たしてきたのか。また、それについて課題は何なのかについてお伺いいたし、またあわせて今後の道徳教育はどのような見解のもとに取り組んでいかれようとなさっているかということを教育長にお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、「道徳教育」は「生徒指導」を進める上で、重要な役割を担っていると認識しております。「生徒指導」が、児童・生徒の日常的な生活場面における具体的な問題について、直接的にその改

善策を指導することが多いことに対して、「道徳教育」は、学校の教育活動全体を通して、道徳の時間をかなめとして、日常的に道徳的な心情や判断力といった内面的な道徳性を育成し、人間としてのよりよい生き方を自覚させることをねらいとしております。「道徳教育」を充実させることは、「生徒指導」の問題の解決を容易にすると同時に、未然防止につながっていくというふうに考えておるところでございます。

本市におきましては、小・中学校が合同で道徳授業の研究会を行ったり、道徳参観日等を設け、地域・保護者へ道徳の授業を公開し、道徳教育の充実を図ってきておるところでございます。このことが児童生徒の規範意識等の道徳性を育み、いじめ、暴力行為等の発生が少ない落ち着いた市内小・中学校の実現につながっていると考えているところでございます。

今後とも、道徳の授業の充実はもちろんでございますが、さらに少年自然の家「輝ら里」を活用した合宿や、地域を学びの場とする「郷土理解教育」等の体験活動の機会を充実させ、道徳教育のさらなる深化を図り、児童・生徒の豊かな心の育成に一層力を入れてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 今、御答弁いただきました。質問をさせていただき私もこの道徳教育、先生方も一生懸命やっておられる中で、私は一概に道徳教育の充実、本当に大変なことを質問させていただいたというふうには思っております。

しかし、これを充実させないといつまでたってもいじめであったり、校内暴力がなくなれないという観点から質問させていただいておるんであって、じゃあ、この道徳教育とはどういうことなのかということで私なりに質問させていただくということで参考図書を読ませていただいて、それから目的とそのことに対する見解などをちょっと私も報告させていただき、再度お伺いしたいと思うんですが。

いわゆる道徳教育とは、いじめ、問題行動など子どもたちの多様な諸問題の背景には、先ほどありました規範意識の低下や人間関係をめぐる未熟さが指摘されておると。それから、規範とはいろいろな意味があるらしいんですけど、辞典では、習慣であったりしきたりであったり、いわゆる道徳だというふうに出ておりますし、ちょっと難しいですけど、人々が言動を決定する際によりどころとなる外的な判断基準の総体であり、規範意識とは個人が自分の中に取り入れる枠組みであり、学校教育は規範意識の低下などに対応するために子どもたちの豊かな心を育成するために取り組んでいるというふうに認識させていただきました。そういった意味では、道徳教育は心を育てることを目的にしていると。そこまで私も理解できます。その心を育てるということは、どういうことなのかというと、挨拶の励行であったり、スポーツや武道、茶道、華道、書道などを通して、いわゆる精神の修養が必要であると。いじめや問題

行動を起こす児童・生徒はその健全な心が壊れているんだというふうに書物では書いてございました。

こういうことから考えると、学校教育すなわち道德教育を意図的、計画的に心の育成として充実させる必要があるという結論に至ったわけでございます。教育委員会、各学校においてはこのことを既に踏まえて取り組みをなさっているとは思いますが、心を育てるという道德教育の目的に対してどうなれば心が育ったかという成果などの判断基準が難しいんだと。私もそのように考えるんですが、そのこのところの部分の見解を再度、教育長さんにお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、今日学校教育で取り組んでおります道德教育は最終的には人間としてのありよう、生き方ということにかかわってくる問題でございます。従いまして、今日指摘されておりますように、児童・生徒の規範意識が低下をしておるのではないかと。そのことが子どもたちのいじめでありましたり、問題行動、そういうことにつながっているのではないかと御指摘があるわけです。

本市におきましては、道德教育というものは学校教育全体で取り組む、その計画を立てまして、そのかなめとしまして週1回道德の事業ということに取り組んでおるわけでございます。これはもちろん文科省のほうの指導といいますか、その中に入っておるわけですが、それらのことを通しまして、先ほど申しましたように、一方では問題行動等が起こったときに、その問題行動を直接的に指導する生徒指導とのかかわりを本市では重要視をこれまでできております。従いまして、学校教育で取り組む道德教育、道德がこれはいわゆる縦軸としまして、就学前教育、小学校、中学校、高等学校というふうに子どもたちの成長過程に応じた内容というのが必要になってきますし、もう一つは、横軸に捉えたときの学校、家庭、地域。このあたりとの連携というものが非常に重要度を今後ますます増してくるというふうに考えておるところでございます。

県におきましても、今後の道德教育というのは地域に根差した道德教育を展開していく。すなわち地域と一体になった子どもたちのいわゆる健全育成、そのことの一環としての道德教育ということの方向性を打ち出しております。

午前中も答弁をさせていただきましたように、安芸高田市におきましては、今後、いわゆるふるさと教育ということと題しまして、地域あるいは市民の方のお力も借りながら、体験活動を重視した道德教育に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

なぜなら、やはり規範意識の低下というものが、子どもたちの今他とのかかわりの中で常にいろんな判断を迫られているわけですが、人とのかかわり、あるいは自然とのかかわり、物とのかかわりあたりが少なく

なってくる中で、このとき、この場でどういう判断をすることが自分にとって、また周りの人たちにとってもいい判断につながるのかというふうな、いわゆる自己決定、判断というものが乏しくなってきた。そのことが規範意識の欠如につながってるのではないかというような指摘がございますので、それらを踏まえまして豊かな体験活動を通しての子どもたちの健全育成につなげていきたいと考えているところでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 規範意識の向上、最終的には地域に根差した教育ということで。そこでまた私の思いでございますけれども、先ほど心を育てるという観点から話をさせていただきましたけれども、政府のほうで「心のノート」というんですか、その活用についてのことが報道されておりましたので、また見解をちょっと伺いたいと思うんですが。「心のノート」というのが家庭でも活用できる、道徳の補助教材として文科省が14年に作成され、もし違ったら申しわけないんですけど、民主党政権の時代にはなくなったと。それからまた自民政権になって復活というような形での情報を今得てるんですけども、間違ったら訂正していただきたいと思いますが、この「心のノート」は、いわゆる基本である学習指導要領の子ども向け解説本であるというふうに認識いたしております。学習指導要領の内容を子ども向けに解説するという例が今までなかなかなかったんだというふうにも認識いたしておるんですが、子どもたちがそれぞれ学年の道徳教育においてどんな内容を学ぶかということを示している、この「心のノート」。つくるんですかね。であるならば、これは画期的な措置であるというふうで、そうなのかなと私も認識するんですが、本市としてはこの「心のノート」を活用した道徳教育というのに取り組まれるのか。また、そのことについて教育長の見解をお伺いしたいと思っております。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 秋田議員の御質問にお答えいたします。

「心のノート」につきましては、議員御指摘のとおりでございます。民主党政権になりまして児童・生徒への配付が中止をされたという経緯がございます。また、このたび政権与党が交代したということにかかわりまして、県の教育委員会のほうでも急遽予算化をしておるというふう聞いておるところでございます。従いまして、来年度以降につきましては、「心のノート」が小・中学生全ての児童・生徒に配付されるということになるかと考えております。

御承知のように、道徳の授業は教科書がありませんので、この「心のノート」は日々学校で取り組んでおります道徳の授業、あるいは道徳教育を補充する、深化する大変重要な役割を持っているというふうに考え

ておりますので、配付された後には、また小・中学校におきまして十分活用をした道徳教育の充実を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 活用により十分な道徳教育の充実ということをお願いしたいと思いません。

きょうの新聞報道でもございました、教育再生会議の首相に対しての提案でしたかね。先ほども申しました、道徳を新教科にということに対しての見解についてお伺いしたいと思うんですが、今まで議論させていただいた規範意識の醸成であったり、心の教育としての道徳教育については、これは書物に書いてあったことで恐縮ですが、道徳の時間の実施率は着実に上がっているが、子どもの状態はどんどん悪くなっている。命を尊重する心が育っていない。また、形式化された授業を重ねてもだめで、心を育てるという実態を伴わない授業を行っても、子どもたちの心には届かず抜本的な見直しをしない限り道徳教育は実効性の伴わない空疎な時間で終わってしまうというようなことが書かれた本があったんですね。このことが本市の児童・生徒の実態に当てはまるかどうか、それは私には判断できませんけれども、今話題にあがっております、今言った今朝の新聞にありましたタイムリーに国の教育再生会議による道徳を新教科にという提言は週1時間の道徳の時間の必修科目から教科にかわるという点を考えると、いわゆる週1時間で、短期間で成果があらわれにくい。また、あるいは点数評価であったり専門の教員がいたり検定教科書の使用だったりというような課題もあります。私はこの道徳教育にとっては有意義な取り組みになるのではないかという思いがあるんですが、こういったところをまだまだ「たら、れば」の話ではいけないんですが、もう既に提案をされてるので、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

国レベルで道徳を教科にということの議論がなされているということは承知しておるところでございます。しかしながら、このことについては実現に向けてはまだまだ国レベルでの議論も必要だろうというふうに思いますし、そこらあたりの動向を注視してもらいたいというふうに考えております。

議員御指摘の道徳の授業、道徳教育が形式的になったら意味がないということは全くそのとおりでございます。ただし、手前みそになりますが、現在、安芸高田市内の小・中学校の道徳の授業、道徳教育というのは極めて県内的にも高いレベルで充実した道徳教育が実施されてるというふうに、ある意味自負しているところでございます。

議員御指摘の規範意識等につきましては、もちろん学校教育も重要でございますが、やはり子どもたちに大きな影響を与えるのは社会、大人の生き方、あるいは家庭の課題でございますので、先ほど申しましたように、横軸の連携、学校、家庭、地域との連携を充実させていくということの中でそこらあたりの課題の克服に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 道徳教育の充実ということにつきましては、将来を担う安芸高田市の子どもたちの健全育成につながりますし、本市の未来につながるという観点から教育長さんを中心に教職員、保護者、地域の皆様と連携をもとに、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

3点目の中国自動車道の排水路等の維持管理についてということで市長にお伺いしたいと思います。

先般、中国自動車道沿いの排水路が壊れているとの御指摘をいただきまして、現地に向かいました。そこには、NEXCO日本道路公団となっていたんですが、日本の敷地内、境界杭が立ってありまして、いわゆる敷地内であり、またあわせて中国自動車道の下を通ってる里道を兼ねたボックスカルバート内について、これは地元管理あるいは市管理か、私もよく把握はできていませんが、修繕が必要な箇所がありました。私はこれはNEXCO西日本が管理、修繕するものだと思います、行政に向かいますと、それは市が対応しなくてはならないということでもございました。過去における協定があるようですが、中国道も開通して30年が経過しておりますし、水路などコンクリート製品も耐用年数は40年、50年もつそうですけれども、40年ぐらいと伺っております。今後、維持管理、修繕が必要になってくると思うのですが、これらの対応についての御見解を市長にお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

中国自動車道路は、中国地方のほぼ中央部を東西に貫く形で建設され、昭和58年に全線開通をしている高速道路であります。安芸高田市内では、約20キロメートルの延長で美土里町、高宮町を通過している路線であります。昭和50年代の前半には建設がされていたと記憶しておるところでございます。

その道路建設により、里道や水路、また町道等があったところは、ボックスカルバートなどにより機能回復された構造になっております。建設から40年近い年月が経過しておりますので、水路や里道の補修が必要などところも発生すると思っております。

このような維持補修に関しまして、例えば高宮町では、昭和53年9月に日本道路公団広島建設局と管理に関する協定書が取り交わされており、その中で双方協議する場合も規定されてありますので、修復に当たっては公団と話し合いを持てる方法もあると考えております。また、協定書の見直しをする必要部分があれば、その点も現地調査を行いながら検討し、西日本高速道路株式会社と協議したいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま市長の答弁で、協議をするところがあればしていかななくてはいけないという答弁をいただきましたし、考えていこうということだと思いますが、この質問をさせていただいたのは、どうしても財政運営が厳しい状況の中で、どうしても歳出削減を図っていかなくちゃいけないという思いの中では、できるだけ市が持つ部分とできることなら折半してでも道路公団も収入を得ているわけだし、公団の土地だからという認識だけではないんですけれども、公団のほうも負担をしていただいて、うちの歳出を減らすことを考えていくことが大切だという思いがあったんですね。何よりもこれは、高宮、美土里だけではございません。全国で高速道路は通ってるわけで、そこらあたりはどうなってるかまでは私も把握してません。だけど、ある意味、もしきちんともう一回話し合いができて、協定ができて、折半でも出し出しでやりましょうとか、修繕をしましょうとかいう話ができるところがあるとしたら、話をしないほうがかえって私はおかしいんじゃないかという思いがあります。どうしてもこれは市長の英断と決断でそういう話をさせていただき、市民の方は恐らく、私が今この質問をさせてもらって広報なんかで出せばそう思うかもわかりませんが、普通は公団が直すんじゃないかというふうに思ってるんじゃないかと思うんですね。ボックスカルバートの話もしましたけれども、高宮分から高田インターまでが34カ所ぐらいボックスカルバートがありますし、高田インターから美土里町の本郷塩瀬まで24カ所ぐらいありますね。全部、私見たわけではないんですが、全然舗装もしていない、水が流れ放題、そういったところも特に高宮には、私は確認いたしておりますので、全部見て回るというのは大変なことでありますが、再度、行政としても壊れた箇所とかをもう一度見直しをされて、本当に対応策等を考えて、財政も余りお金がかからないような方法をとっていただくようにお考えをさせていただきたいと思うんですが、再度、市長さんの見解をお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 我々も少し維持管理の問題が承知してなかったもので、正直言って勉強不足かも知れませんが、管理協定が各高宮町、美土里町によって締結されておるようでございますので、それを踏まえながら道路管理者

当局と話をしていきたいと。できるだけ市の負担は避けるようにしていきたいんですけど、協定によってはある程度の市負担もあるかもわかりませんが、そこらの勉強から始めていきたいと思います。ありがとうございます。私4年間あるけど、こういう話は初めてなんですよね。多分前の市長さんも多分なかったと思うので、だけどこれ大事な問題なので、ちゃんとした整理をしていきたいと思いますので、御理解してください。ありがとうございます。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

以上で秋田雅朝君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

5番 前重昌敬君。

○前重議員

5番、会派絆の前重昌敬でございます。

まず、質問に入る前に、私昨年12月の一般質問でサンフレッチェ広島の関係者を何点か御質問させていただく中で、サンフレッチェ広島の優勝報告会という中でのほんと年末にかけてのお忙しい中、教育委員会の方々、また市の執行部の方々の御協力を得まして、優勝報告会の開催、また他市に先駆けての優勝シャレー等の展示には、市民の皆様方から喜びの声、また感謝の声がありましたので、届いておりましたので、ここに報告をさせていただきます。

それでは、通告に基づきまして大枠4項目について御質問をいたします。最初、大枠1項目の情報通信技術（Information and Communication Technology）を略した形でございますが、これを活用した施策につきまして2点お伺いいたします。

いよいよ本年度、平成25年度でございますが、平成23年度より進めて来られました総事業費40億円の光ネットワーク整備事業が完成いたし、稼働を開始することとなっております。

そこで、まず1点目といたしまして、光ネットワークファイブスター計画の高齢化社会をサポートできる環境の実現は何をどのように、いつから、だれを対象に今後展開されていかれる計画でございますか、市長にお伺いいたします。

○塚本議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの前重議員の御質問にお答えいたします。

現在、光ネットワークの整備を進めるとともに、整備後の運用や今後の中長期利活用計画についてワーキング会議等で研究・協議・調整を進めておるところでございます。

今後の施策展開の方針でございますが、「お太助フォン」を利用した情報提供や高齢者等を対象とした「あんしん電話」の代替機能など、すぐできる施策につきましては、本年4月からの運用を予定しております。全市民に同時開始が適当な施策、簡易なシステム開発や関係機関との調整が必要な施策につきましては、原則として、平成26年4月からサービ

を開始する予定であります。

また、先進的な試みで、高度なシステム開発が必要な施策につきましては、関係機関や庁内等の連携プロジェクトを構築し、2、3年後の実現を目途に推進を図る計画としております。

情報通信技術を活用した「高齢化社会をサポートできる環境の実現」においては、現時点では、中長期的な視点として、双方向機能を生かした高齢者見守りシステムや法的環境整備が前提条件とはなりますが、遠隔医療・治療システムなどを想定しております。このたびの光ネットワーク整備により、市民の皆様がどの地域にお住まいでも、あまねく、ひとしくサービスが享受できる環境が整います。光ネットワーク整備後は、国が制定いたしました法律であります、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の趣旨に沿った地域の特性を生かした自主的な施策・計画を策定を行い、実施する所存でありますので、どうか御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 2、3年後を目途にということ、これも私ちょっと提案といいたまうか、前回、総務企画常任委員会のほうで8月に視察をさせていただきました遠野市、こちらのネットワークでつながる「安心・安全」遠野型ICT利活用の取り組みということで、ここの遠野市さんの人口が3万455人ということで、規模的にも安芸高田市と似てると。世帯数も1万673世帯、面積が安芸高田市より広くて825.62キロ平方メートルという地域でございまして、ここもおのずと安芸高田市の形が同様な形として先進地の事業におんぶにだっこできるんじゃないかなということで、きょうも出席いただいております竹本企画振興部長さんとも、また危機管理室の行森室長さんとも同行をさせていただいた状況でございまして。この活用した保健医療の三本柱、もう一つ言えば福祉が入ってくるのかなという形でもございませぬ。これにつきましては、地域づくり、人づくり、健康づくり、全くアベノミクス効果じゃないんですが、安芸高田ミクス効果でそうした三本の柱としてやるような事業を展開されればどうかなという御提案でございまして。

また、こういう遠隔医療。これをすぐ回答するということもできません。確かに2年、3年の計画期間の中ではできると考えますが、やはりことし市長さんがおっしゃられました施政方針、市民健康倍増計画。これをモチーフに安芸高田型健康倍増ネットワーク事業といったものを立ち上げてもらって、今のそこの新規の事業ということで生活習慣病、重症化予防事業、これもやはり今の該当者がおられると思いますが、私もその一人の中に含まれるのかなという状況ではあります。それと健康づくり運動支援事業ですね、これもそうした運動のメニューの中に通していただいて、あとは福祉です。これが生活サポート事業。これは今地域の中で在宅でおられる方々の見守りとか、そうしたいろんな支援をしてい

ただいておるといところがございますので、そうしたところを含めて三本柱の一つの矢でそうした事業の目的を持ってやられる展開をされたらどうかと考えますが、市長の所見を伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今、光ネットワークにつきましては、当面市民にわかりやすい形をとるということで、有線のかわりとか、こういうことの農事放送とか言ってますけど、本来の大きな目的は医療とか教育とか、もう当然検討している事項でございまして、遠野市よりかもっともっといいシステムの構築ができると思っております。

うちが一番強いのは、今加入率が広島県下で一番だと思えます。80%はいくんじゃないかと思っております。今後、委員会で説明すると思えますけど。こういうことを踏まえたら、市民の健康管理するのに非常に有利な状況になってくると。国のほうもこういう加入率のいいところを見ながら、モデル的にもやってくださいという運動してます。うちが一番先駆的に動いてるんじゃないかと思っております。今、例えば、市民の方々の血圧の管理ができるとか、そういうものをやることによって健康状態がわかるとか。そういうことによって、今私が言う、健康倍増計画につながってくるとか、非常に大きな課題もございまして。当然、職員が一体となってこの問題については皆さん方にこそ、余り説明はしないですけど、頑張っておりますので安心をしてもらいたいと思っております。

このこともやっぱり今市民にわかる形で医療とか教育の問題は言ってるんですけど、抜本的には医療行為は法改正ないとできんのですよ、これ。医療法の改正がないと、お医者さんが画面を見てから医療行為なんかやってくれません。だけどこれは大きな日本の課題もあるんですけど。この間、厚生省とか行って話をしとったら、絶対日本の法律をかえなやっっていけんと言ってますので、うちは先駆的に駆けていきますので、協力をしてもらいたいと思えます。貴重な提言をありがとうございました。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今ありましたように、確かに、昨日も福祉保健部の担当の方とも話をする中では、こうした国民健康保険関係の利用費の抑制といったものもこの中に含まれてくるということもあります。こういうネットワーク事業ではもう報告はあったと思えますが、遠野市では40歳以上の方を希望者でということで、以前の同僚議員からもありましたように、全国で3市ぐらいがやっておられたということの報告もあっております。こういう会員につきましても、今どんどんと健康支援とか、今言われました市長のモチーフでございまして市民総ヘルパー構想、そうした中での会員さんも含めて、この事業にのっかっていくようなシステムで早い時期にこういう事業がそういう法律、一応改正も含めて出てきた時点では進めて行けるようにしっかりとお願いをさせていただいております。

続きまして次の2点目に入りますが、学校教育におけるICTの活用は、今後、ハード、ソフトの両面から小学校、中学校でどのような形で育んでいられるか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育におけるICTの活用について、現在のハード面の整備状況でございますが、全ての小・中学校におきまして、校内LANを整備し、各学校のパソコン教室には、小学校には延べ304台、中学校には延べ203台のデスクトップ型パソコンを整備しております。また、教職員には、ノート型パソコン、小・中学校あわせて302台を整備しているところでございます。

その他の機器といたしましては、地デジ対応テレビ、実物投影機、プロジェクター、デジタルカメラなど、各学校の活用状況にあわせそろえている状況でございます。

ソフトの面におきましては、ドリルやプリント教材などの学習支援ソフトも導入し、きめ細やかな指導や「調べ学習」、発表など、多様な学習のためのツールとして、ICTを活用すべく取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、近年、情報通信ネットワークの急激な進展とともに、社会のあらゆる分野での情報化が進んでおります。従いまして、これからの高度情報通信社会を生き抜くために、児童・生徒が情報活用能力を身につけることや、学校がICTによって授業を改善することは、ますます必要になってくることが考えております。

今後におきましては、現在、学校での活用が広がりつつあります、電子黒板の導入等についても検討し、有効なソフトについての研究を行うなど、さらなるICTの活用について取り組むよう考えておるところでございます。御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今回の教育長の答弁の中では、電子黒板という形の文言が出てまいりました。インターネットで調べさせていただきますと、平成24年度文科省の委託ということで国内のICT教育活用好事例の収集・普及・促進に関する調査研究というものがございました。その中で中国・四国ブロックの中での研究・研修会の報告といったものがありまして、それらのモデル地区の学校等からは、やはり電子黒板を活用して、全学級にその電子黒板を配置して授業をしたという環境がまず整備されておるところでございます。

この電子黒板につきましては、今後いつごろの時期でそうした形を導入されるのか。また、確かにパソコン自体はあるかと思えます。御承知のように、今の時代、スマートフォンとか出てる中ではタッチパネル、

こうしたものがもう子どもたちの中でも主流になって来ておるんじゃないかなと考えます。そういう観点から、今の固有名詞を出すんですが、Windows XPのソフトを御利用なのかなと思うわけですが、その関係も今後はWindows 8とか、そういうタッチ操作が可能なところに入っていくのではないかなと考えます。そうした面でのハード面の方向性というものを、教育長は今どういうお考えを持っておられるか、お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 前重議員御指摘のタッチパネル等を用いた先行的な授業を取り組んでいる学校等があることにつきましては承知しておるところでございます。ただし、先ほども議員御指摘の電子黒板等によって有効な授業が展開されて効果を上げてるといふこととあわせて、反面、安芸高田市の現状でいいますと、いわゆるそれぞれの学校の定数プラスアルファの加配教員というのが非常に今日的に厳しくなっております。従いまして、午前中の答弁でもお答えをさせていただきましたように、職員の一方では業務改善、仕事の軽減化といふことの課題もありまして、まずはじゃあどこまで使いこなせるかといふようなことの課題もありまして、そのあたりのところを慎重に見きわめていく必要があるといふふうに考えております。

同時にもう一点は、財政的な問題等との絡みも出てきますので、このあたりのことを慎重に踏まえながら検討を重ねてまいりたいといふふうに考えておるところでございます。御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今、教育長の答弁の中にありましたように、確かにそういう専門の職員の配置といふものが必要になってくるかと思っております。今の学校の中でも学習補助員といった新たな取り組みの中でやっていただく中では、確かにそういう形は出てくると思っておりますが、これから先、やはり私は今の時点のことを言ってるわけじゃないんです。5年、10年、15年、20年の先を考えて、今適正化とかいふ問題もありますが、そういう流れをくぐった中でやはり次へ向けての、子どもたちを育成していこうと思えば、そういう方向性も持ってやっとならないと、もうすぐ来ます。私ももうここに入らせていただいて5年というものが経過いたしております。ですから、そうしたところを踏まえると、確かに目先のことも考えないといけません、じゃあそれができないのであれば、1校、2校、モデル化でやっていく仕組みも考えられますので、そうしたところを含めて、やはりおくれをとらない。日本も安芸高田市もおくれをとらない、広島県としてもおくれをとらない、教育のまちにしていく方向であればと考えますが、教育長どうでしょう。

- 塚本議長 答弁を求めます。
教育長 永井初男君。
- 永井教育長 前重議員御指摘の今後におけるICT教育というのはもちろん当然のことながら充実していく方向で検討していく必要があります。文科省におきましても、平成18年に教員のICT活用指導の基準ということで取り組むということの指導がなされているところでございます。
あわせてモデル校ということの提案をいただきましたが、そのあたりにつきましては、今後またしっかり検討してまいりたいと考えております。御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
前重昌敬君。
- 前重議員 今の安部政権になってスピードアップということが言われておりますので、そこら辺も含めて、あとは申し上げますので、教育委員会の多忙な中での新たな展開に向けて一つ御検討をいただきまして、早い段階でこうした形が出てくることを希望しまして、次の質問に移らせていただきます。
大枠2項目につきまして、土師ダム下流幹線水路及び入江床止附帯幹線水路につきまして、3点お伺いいたします。
最初に1点目といたしまして、この整備時期、維持管理状況について市長にお伺いいたします。
- 塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。
土師ダム下流幹線水路及び入江床止附帯幹線水路につきましては、土師ダム建設に伴い、江の川河川改修に伴う入江床止外一廉及び用水路工事として、昭和49年3月20日付、建設省中国地方建設局と広島県知事の協定のもとに、昭和49年から昭和55年に整備されたものであります。
完成後は、長屋・上入江・下入江水利組合並びに甲元・福原・除水利組合に維持管理をしていただいております。管理していただいている水利組合の皆様方には、安芸高田市の単独補助事業等で補修をしていただき維持管理をお願いしているところでございます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
前重昌敬君。
- 前重議員 今の説明がありましたように、昭和49年から昭和55年にかけて整備をされております。今昭和でいくと88年になります。50年としても、もう38年という年数がたっているわけでございます。そういった中で、この幹線水路の、次の質問に入りますが、耐用年数を考慮いたしますと、今後10年から20年、もしくは今も水利組合さんのお話を聞きますと、要所要所そういう幹線の曲がっている箇所とか、継手部分、ここら辺の管路の管が破損してくるといったことが年々発生しているということをお聞きしております。そうした中で、そういう耐用年数も含めて改修を順次

進めていく必要があると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

幹線水路の耐用年数は、既に過ぎており、改修を順次進めていく必要があるのではないかと考えております。

国・県の補助事業を調査し、採択要件に合致し、高率補助の事業により地元分担金が安価になる事業を水利組合に提案していきたいと考えております。

また、安芸高田市土地改良協議会にも、市内の土地改良施設全般の維持・管理、中長期的な改修計画等について早急に議論するようにお願いしたところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今ありましたように、各水利組合に提案をしていくということでした。今の農林水産省がちょっとインターネットのホームページで確認しましたら、平成22年度にこの農業水利施設のストックマネジメントについてということで部長のほうでも御承知いただいておりますが、農村振興局、ここがそういうこの農業水利施設が1980年後半のほうからどんどん施設がふえてきて、この今2013年ですか、ちょうどピーク時にかかっているという状況でございます。その中ではこうした国もこういうことも含めて、そういう老朽化したところの対策等、そういうライフサイクルコストの軽減を図るということも、もう22年度には示されておりますので、今市長の言われたところも含めて、これ早い段階で、もうこれは目先のこととしてやらないと、御承知のようにこの用水路の管路が破裂しちゃうと、もう水をとめないといけない。これをとめたことによって、御承知のように今の土師ダムから下流側、私もずっと歩かせていただきました。今の土手を通りまして、ちょうどエトワールのところに床止堰がございます。そこの下を管路が2本通るとるわけですね。今の800と600ですか、こういうP C管が通っております。それが横断しておりまして、そこから入江方面で福原方面にいつてるわけでございます。その延長距離にいたしますと6キロから7キロの延長距離ということで、これは早い段階でやはりそういう水利組合に対してどういう処置をされていくか。また、そういう費用負担のことについても、今回一部のところにつきましては、前段階から積み立てを行っていくという仕組みもとれるんじゃないかと考えますので、そうした今の早い段階で県、国を丸め込んで、やはり早い段階でのプロジェクト事業と言っていいでしょうか。そうしたものを発信していかないと、提案していかないといけないというのが感じられますので、その辺動きをお願いしたいと思います。

特に、P C管につきましては耐用年数の50年等、また今の幹線につき

ましては、御承知のように、800から1,000ミリの管が使われておるわけですが、ある集落に入りますと、VUという塩化ビニール管、これの口径が100ミリ、太いところで500ミリあるというお話を聞いております。この塩化ビニール管につきましてもVU管というものは肉厚が薄いということもお聞きしておりますので、それにかわるVP管、これは肉厚が厚いということがありますので、その辺も含めて水利組合等、よく調整をしていただきながら、この対策を講じていただきたいと考えます。

次に、3点目としまして、この水利組合との協議・調整が必要となってくると思われますが、この担当部署に今後そうした専門の担当者の位置づけというのにも必要になってこようかと思いますが、この辺市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まず、先ほどの質問でございますけど、担当水利組合との協議が必要だと思っております。今現在やってるんですが、一番困るのは受益者負担という概念が各市町で違うということですよ。土師ダムでやったところとか、圃場整備をやったところとか、全部行政がみるんだということになりませんので、そういう温度差が一番困ります。

制度についてはやっぱり国、県自体、安芸高田市、ここだけじゃなしに、全体の課題になってます。圃場整備がもう既に完了してから時間もたってます。その水路の改修。これ受益者やから全部個人で直せばいいというわけにもいかないの、今福原地区ではそういうところを理解してもらいまして、積立金を用意されております。こういう地区ばかりありゃいいんだけど、全く積立金がないと、これは最初から行政が見るんよとか、こういう議論から入っていかないけんところもございますので、しっかりとまたここも認識してもらいたいと思います。制度の紹介というよりか、仕組みの紹介というのが非常に困難なところがございませぬ。その難関を乗り越えてでも、市民の皆さん方に趣旨を説明しておかないと、国の補助にも成り得ないよということになりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

ただいまの議員の御質問でございます。

市といたしましても、改修を順次進めていく上で、地元分担金の問題や改修の優先順位などの水利組合との協議・調整が必要であるとなってきます。今述べたとおりでございます。

現状では、産業振興部農林水産課が所掌しておりますが、今後専門的な工事等に対応する必要があることから、広島県土地改良事業団体連合会等と連携し、職員の育成も行っていく必要があると認識しております。

この事務量というのは半端ではないので、我々も性根を入れてどこがどうやるんかという仕組みづくりは必要と考えてますので、御理解をいただきたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今の市長の答弁につきましては、重々私も承知している中で、やはりどなたかが、私たち議員も含めて発信をしていかないと、やはりそうしたところが、先ほど同僚議員からもありましたように、そうしたところに目を向けていかないといけないのがありますので、そういう中で地域の差はあろうかと思いますが、そうしたところを専門部署のほうで担当部署も決めていただきながら、順次進めていただくようお願いをさせていただいております。

次の質問に移ります。大枠3項目といたしまして、自殺防止対策についてお伺いいたします。

これにつきましては、昨年のこの時期の市議会定例会の一般質問時に同僚議員により質問がされております。市として取り組んでおられる自殺予防対策推進計画について、市長にお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。自殺予防対策についてのお尋ねでございます。

昨年の全国における自殺者数は2万7,766人で、平成9年以来、15年ぶりに3万人を切ったことが、警察庁のまとめでわかりました。

年間自殺者の数は、平成10年以降、一昨年まで14年連続して3万人を超えるという、まさに異常な事態が続いておりました。このことから、ひとまず安堵いたすところではございますが、依然として2万8,000人近い人が自殺しているという歴然とした現実がございますので、自殺対策は、今後も国、地方、関係機関・団体が、一層連携を密にし、対策を強化していくことが極めて重要であると認識しておるところでございます。

本市におきましても、毎年10名前後の方が自殺により亡くなられており、また、自殺死亡率も全国や広島県に比較して高い傾向にございます。自殺は、家庭や仕事のこと、健康や経済面、また、いじめなどさまざまな要因により起きております。

市民に対する具体的な自殺予防対策の取り組みでございますが、本市におきましては、平成22年3月に関係機関、関係団体で構成する「安芸高田市自殺予防対策連絡協議会」を設置いたして、「自殺予防対策推進計画」を策定してまいりました。爾来、毎年度、この「推進計画」に基づく「行動計画」を作成し、取り巻く情勢の変化等も分析しながら、関係機関・関係部署と連携を密にし、自殺予防対策に取り組んできたところでございます。

とりわけ自殺は、個人的な問題ではなく社会全体の問題であると認識し、地域全体で取り組んでいく必要性があることから、自殺の現状等の情報提供や「うつ病」等の精神疾患等に関する正しい知識や自殺予防対策の必要性について認識を深めていただけるよう、「こころの健康づくり講演会」の開催や「健康フェスタ」、「人権フェスティバル」、「出

前健康教室」等におけるパンフレットの配布やポスターの掲示、また「広報あきたかた」を通じて、自殺予防対策についても啓発を行っているところでございます。

現代はストレスの多い社会であることから、ストレスをコントロールする方法の啓発や、ホームページ・携帯電話からもセルフメンタル・チェックができ、相談窓口につながるシステムの導入についても考えておるところでございます。自殺予防対策は、家族や友人、同僚などの身近な人のかかわりが特に大切であります。本人が出すサインにいち早く気づき、関係機関との連携のもとに、早期に見守りや相談支援活動等を行うことが重要であると考えております。

とりわけ、悩みを抱えた人のサインに気づき、適切な相談機関につなげることでできる「ゲートキーパー」と呼ばれる人材育成について、今後、さらに強化してまいりたいと考えております。尊い命を守るために、市民一人一人が、自殺問題について理解を深めていただき、痛ましい自殺がなくなるよう努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 まず今の答弁の中にもありましたように、23年の3月でしたよね、計画を進めておまして、前回同僚議員の質問に言われた内容と全く同様なことで今報告をいただきました。

御承知のように来月から3月1日から自殺対策強化月間というものが始まってまいります。市のほうもホームページのほうに、「心の健康づくり講演会」ということで3月9日土曜日、1時半から3時の間で、「元気な心で元気な毎日心にリフレッシュ術」ということで講演をいただくということも聞いております。そうした中で、前回市長が一生懸命言われたのが、ゲートキーパー。

この辺をしっかりと人材育成をしていくということでございました。この辺今、どのぐらいの人数か、1年たった中で、2年ですか、25年3月になりますが、何人ぐらいか、ちょっとお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長兼福祉事務所長 ちょっと手元のほうに詳細な資料を持ち合わせてございませんが、いわゆるこの推進計画を実施するに当たりまして、市のほうにおきましては、自殺予防対策連絡協議会というものを設けてございます。この中にはやはり構成するメンバーの中には、やはり地域の民生児童委員さん等を含めてかかわっていただいております。そういった関係者を含めて、これまで講演会あるいは研修等をしておりますので、そういった方々がやはりふだん地元、地域でかかわりが非常に深いということがございますので、そういった方々を含めて現在そのゲートキーパーの育成に当たっておるということでございます。これまで、受講された人員等につき

ましては、今ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど届けさせていただけたいと思います。よろしくお願いします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 ゲートキーパーもそうですね。今回の計画の策定の中の趣旨が、自殺の防止とともに自殺者の家族等に対する支援の充実を図るという文言が書いてあるわけなんですね、この趣旨が。そうした中で、今のそういう家族の方に対する支援というものがどういう形になってるか、ちょっとその辺がわかれば教えていただきたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長兼福祉事務所長 自殺をされた世帯に残された家族の方の支援というふうに思っていますが、このことにつきましても、この推進計画の中にうたってございます。とりわけそういった方々がやはり日常的に生活する中で、非常にショックを受けられて、なかなかふだんの生活に戻りきれないといったようなこともあるように聞いております。

そういった中で自死遺族への相談体制の整備ということで、自死遺族の会の紹介をしておりますし、また自死遺族向けのリーフレット等を作成させていただきまして配付をし、また相談支援体制についても対応しておるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 どうか、この支援体制をしっかりと樹立をしていただくように希望しておきます。

というのは、前回、きょうの午前中の質問の内容からも受けとめていただくんじゃないかと思えますし、午後からの質問の中でもそうしたうつ病とか、そういう精神疾患の形からも含めて、こういうところをやはり見逃してはいけませんので、この15年ぶりに3万人を割ったということではありますが、やはり安芸高田市としてはそういう目に見えない部分のところをしっかりとケアしていく、こういう計画にのっとってどうか皆さんの目に映る形で実施をしていただくように希望いたします。

あと昨日の新聞でありましたが、自殺を考えている人や生活困窮者らの相談を受け付ける寄り添いホットラインというものがあるということもありました。今ずっと同僚議員からありますように、そうした何がしかを計画する中ではやはり横の連携といったものがどうしても大事になってまいります。そういう対策連絡協議会の中でも、そうした寄り添いホットライン等の連携も深めていただけるようお願いを申し添えておきまして、最後の4項目の質問に入らせていただきます。

○塚本議長 前重議員に申し上げます。

質問の途中でございますけれども、この際、16時25分まで休憩といたします。

午後 4時16分 休憩

午後 4時25分 再開

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

前重昌敬君。

○前重議員 それでは、次の質問、最後4項目に入らせていただくわけですが、学校教育における土曜日授業の方向性につきまして、お伺いいたします。

このことにつきましては、昨年の日本の政権が交代する中、新しく就任されました下村博文文部科学大臣がことし1月に導入検討を打ち出された学校週6日制について、以下の点につきまして、市長、教育長にお伺いいたします。

この1点から5点目の内容につきましては、週6日制がまずは必要と考えられるか。また、このメリットはどうお考えになれるか。学力向上効果は期待できるか。また教員側、先生側からの面でのお考え。また保護者からでの考えにつきまして、お伺いするものであります。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

学校6日制につきましては、1月の文部科学大臣記者会見におきまして、記者への質問の答弁という形で述べられていると承知しております。また、全国には年間に数時間という時数ではありますが、土曜日授業に取り組んでおられる自治体もあると聞いております。しかしながら、土曜日授業には、法的な整備も必要になってまいります。今後、国等の動向を見ながら、将来的な課題として捉えていきたいと考えております。

私も効果があるなら早い時期に検討してみたいと思っております。先般、東広島が先進的にやっていますけど、子どもの教育については大事な課題でございますので、安芸高田市にメリット、デメリットかということを考えながら、いいことであれば前向きに考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、詳細につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

御質問1点目の、学校週6日制の必要性についてでございますが、現行の学校5日制が制定された趣旨を鑑みる時、学校週6日制の実施につきましては、慎重に検討するべき内容であると考えております。

子どもたちの健やかな成長には、自然体験や社会体験などの直接的な体験が不可欠であり、そういった機会を、学校・家庭・地域社会がそれ

ぞれの役割の中で子どもたちに提供していく機会としての、学校5日制であると理解しておるところでございます。

2点目の学校週6日制のメリットについてでございますが、学校を6日間開くことによって、時間的なゆとりが出ることによって、授業時数の確保、あるいは学校行事などの取り組みなどが少し余裕が出てくるものかと考えます。

3点目の学校週6日制で学力向上が期待できるかという点についてでございますが、学力向上の問題は、議員御承知のように、単に授業時数の問題だけではないと考えております。むしろ、個に応じたわかりやすい授業を提供するなど、授業の質が問題であり、教員の授業力の向上に取り組むことが大切であると考えております。

4点目の教員側の問題ですが、文部科学大臣の会見にもありましたように、国レベルでの法改正を必要とする、教員の勤務体系等の課題があるというふうに承知をしております。

5点目の保護者側の問題ですが、世論調査で学校週6日制が高い支持率を得ているとの報道がなされていることは承知しておりますが、土曜日勤務の御家庭も多々おありだと思います。社会全体で子どもを育てていける受け皿を整え、各御家庭に御協力をいただくよう努めていく必要があるかと考えておるところでございます。御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 まず、市長のほうから慎重に法的整備を含めて検討ということでした。

東広島もそうですが、この前姉妹都市の関係で防府市に行きました。これも新聞に載った関係で、防府市内、全28小・中、これ新年度から3学期の中で1学期に1日、土曜日を授業に変えていくという話を打ち出されておると、新聞でも読まさせていただきました。中国地方初ということで、年間9時限ということで新聞に載っておりました。

今言われたように、子どもたちの効果的なものは多分先生の質の形に入ろうかと思えます。やはりこういう防府市の観点、東広島市の方向性からも言いまして、できるところがあるのであれば、まずやってみてもいいんじゃないかな。まず取り組んでみて、いろんな実態が出てくるんじゃないかなと私は考えるわけなんです。まずやる前から法的整備とかいうんじゃないしに、まずできるところから着手してみて、そこで問題が提起になった分について考慮してやってやるのが筋じゃないかなと考えますが、その辺まず市長、どうでしょう。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 費用負担につきましては、教職員の問題は国県の問題なので、やはりそこを無視してはいけないと思うので。学習補助員は皆さんの御力で財

政でやっていますけど、これをやるということになると大きな負担がまた要るようになります。これも大きな課題です。

議員御指摘のように、よそがやったからと言うんじゃないに、安芸高田市で余った時間を語学力を高めるとかいうことだとおもしろいと思いますよ。だから、学校規模適正化を考えてますと。同じようにチャンスなんで、安芸高田市はこういうことをやると、子どもたちの教育があがるんだということの観点からもっと検討していきたいと言ってるわけでございまして、このことがいいとか、悪いとかいうのは、最終的には子どもにとってどうかということなんで、我々のエゴで申してもしょうがないので、ここらを少し勉強しながら考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今回の市長の答弁の中でもありますように、慎重な形で、そういう具体的な形で何がどうなのかということもこれから模索していかないけんのもあると思いますが、これもまだまだ国の方向性もしっかりとしたところで示されてないので、私立の学校はもう従来通りの形で土曜日の授業をされております。その方向で、今後、今の保護者、特に今教育長のお話にありましたように、学校、家庭、地域ですね。この3つの形からなる中で、やはり保護者の考え方、この辺のPTAからのお話といったものは教育委員会のほうにはあがってきているのか、きてないのか、その辺のお答えをちょっとお伺いしたいと思っております。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの学校週6日制にかかわって、市内における保護者の意見等ということのお尋ねでございますが、現在私どもで把握しておる限りにおきましては、教育委員会のほうへ直接的にあがってるということは把握しておりません。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 そういうことであれば、また今後、教育委員会のほうにもそういう、また国の動きによってはPTAのお話の中からあがってくる問題になるかなと考えます。また、そういう形があがってきたときには、今の学校規模適正化も踏まえていただいて、そういう検討をなされるようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上で、前重昌敬君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員